

# 官報号外

昭和五十八年四月二十七日

## ○第九十八回 参議院会議録第十二号

昭和五十八年四月二十七日(水曜日)

午前十時開議

○誰事日程 第十二号

昭和五十八年四月二十七日

午前十時開議

第一 千九百七十三年の船舶による汚染の防止  
のための国際条約に関する千九百七十八年の  
議定書の締結について承認を求める件(衆  
議院送付)

第二 商船における最低基準に関する条約(第  
百四十七号)の締結について承認を求めるの  
件(衆議院送付)

第三 北西太平洋における千九百八十三年の日  
本国のさけますの漁獲の手続及び条件に関  
する議定書の締結について承認を求めるの件  
(衆議院送付)

第四 農林水産省設置法の一部を改正する法律  
案(内閣提出、衆議院送付)

第五 特定不況産業安定臨時措置法の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 特定不況地域中小企業対策臨時措置法の  
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

第七 高度技術工業集積地域開発促進法案(内  
閣提出、衆議院送付)

第八 農業改良助長法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件  
一、國務大臣の報告に関する件(昭和五十六年  
度決算の概要について)及び昭和五十六年度  
度決算資金からの歳入組入れに関する調書  
(趣旨説明)  
以下 議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。  
この際、日程に追加して、

昭和五十六年度決算の概要についての國務大臣  
の報告及び昭和五十六年度決算調整資金からの歳  
入組入れに関する調書についての趣旨説明を求  
たいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。竹  
下大蔵大臣。

〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 昭和五十六年度の一般会  
計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税收  
納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書

につきまして、その概要を御説明申上げます。

昭和五十六年度予算は、昭和五十六年四月一日  
に成立いたしました。

この予算は、歳出面では限られた財源の中で各  
種施策について優先順位の厳しい選択を行い、質  
的內容の充実に配意しつつ、その規模を極力圧縮  
するところに、歳入面においても徹底した見直し  
を行ふことによつて、公債発行額を大幅に縮減す  
るこことを基本方針として編成されたものであります  
す。

さらに、災害復旧費等について所要の措置を講  
するとともに、租税及び印紙收入の減額を見込む  
ことに伴い、公債を増発することとし、補正予算  
が編成され、昭和五十七年二月十七日その成立を  
見ました。

この補正によりまして、昭和五十六年度一般会  
計予算は、歳入歳出とも四十七兆九千二百五十三億  
円となりました。

以下、昭和五十六年度決算につきまして、その  
内容を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして歳入の決算額は四  
十七兆四千四百三十三億円余であります。この  
歳入の決算額には、決算調整資金に関する法律第  
七条第一項の規定により、昭和五十六年度におい  
て予見しがたい租税収入の減少等により生ずるこ  
ととなつた一般会計の歳入歳出の決算上の不足額  
二兆四千九百四十八億円余を補てんするため、同  
額の決算調整資金からの組み入れ額が含まれてお  
ります。

また、歳出の決算額は四十六兆九千二百十一億  
円余であります。差し引き五千二百二十一億円  
余の剩余を生じました。この剩余金は、昭和五  
七年度へ繰り越しました歳出予算の財源等に充て  
るものであります。財政法第四十一条の規定に  
よりまして、一般会計の昭和五十七年度の歳入に  
繰り入れ済みであります。

なお、昭和五六年度における財政法第六条の  
純剩余金は生じておりません。

以上の決算額を予算額と比較しますと、歳入に  
つきましては、予算額四十七兆九千二百五十三億円  
余に比べて三千百七十九億円余の増加となるので  
あります。この増加額には、前年度剩余金受け  
入れが予算額に比べて増加した額五千八百四億円  
余が含まれておりますので、これを差し引きます  
と、昭和五六年度の歳入の純減少額は二千六百  
二十四億円余となるのであります。その内訳は、

租税及び印紙収入、公債金等における減少額二兆  
八千七百九十六億円余、決算調整資金受け入れ、  
雑取入等における増加額二兆六千百七十二億円余  
となつております。

一方、歳出につきましては、予算額四十七兆九  
千五百三十三億円余に、昭和五十五年度から繰り越  
額四十七兆六千六百四十五億円余に対しまして、  
支出済み歳出額は四十六兆九千二百十一億円余で  
あります。その差額七千四百三十三億円余のうち、昭和五十七年度に繰り越しました額は四千七  
百九十二億円余となっており、不用となりました  
額は二千六百四十一億円余となつております。

次に、予備費であります。昭和五十六年度一  
般会計における予備費の予算額は千六百四十二億  
円であり、その使用額は千四百十九億円余であります。

次に、昭和五十六年度の特別会計の決算であります  
が、同年度における特別会計の数は三十八で  
あります。これらの決算の内容につきまして  
は、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いた  
いと存じます。

次に、昭和五六年度における国税収納金整理  
資金の受け入れ及び支払いであります。同資金  
への収納済み額は二十九兆六千百三十三億円余で  
あります。この資金からの一般会計等の歳入へ  
の組み入れ額等は二十九兆五千八百三十五億円余  
でありますので、差し引き二三百九十八億円余が昭  
和五十六年度末の資金残額となります。これは、  
主として国税に係る還付金として支払い決定済み  
のもので、年度内に支払いを終わらなかつたもの  
であります。

次に、昭和五六年度政府関係機関の決算の内  
容につきましては、それぞれの決算書によつて御  
了承願いたいと存じます。

以上が、昭和五六年度の一般会計歳入歳出決  
算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金  
受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であり

ます。  
何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

次に、昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに關する調書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和五十六年度におきましては、予見しがたい租税收入の減少等により、一般会計の歳入歳出の決算上一兆四千九百四十八億円余の不足が生ずることとなりましたので、決算調整資金に関する法律第七条第一項の規定により、当該決算上の不足額を補てんするため、決算調整資金から同額を一般会計の歳入に組み入れて昭和五十六年度の一般会計の歳入歳出の決算を行っております。

なお、この決算上の不足額を補てんするため決算調整資金から一般会計の歳入に組み入れる際の決算調整資金に属する現金は二千四百二十三億円余であつて、決算上の不足額に一兆二千五百二十億円余不足して、いたため、決算調整資金に関する法律附則第二条第一項の規定により、当該不足額を国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた後、同資金から一般会計の歳入に組み入れております。

また、この国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた額は、昭和五十六年度決算調整資金から決算調整資金に相当する金額につきましては、決算調整資金に関する法律附則第二条第三項及び第四項の規定により、昭和五十八年度予算に計上して一般会計から決算調整資金に繰り入れた後、同資金から国債整理基金に繰り戻すこととしております。(拍手)

以上が、昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書の概要であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御承諾くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○誰表(徳永正利君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま議題となりました昭和五十六年度決算及び

昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに關する調書について質問いたします。

昭和五十六年度決算は、一般会計において、補

正後予算に比べ一兆四千九百四十八億円の実質不

足額が生じ、この不足額は、決算調整資金の取り崩しと国債整理基金からの借り入れで穴埋めする

こととされましたので、決算調整資金に関する法

律第七条第一項の規定により、当該決算上の不足

額を補てんするため、決算調整資金から同額を一

般会計の歳入に組み入れて昭和五十六年度の一般

会計の歳入歳出の決算を行っております。

なお、この決算上の不足額を補てんするため決

算調整資金から一般会計の歳入に組み入れる際の

決算調整資金に属する現金は二千四百二十三億円

余であつて、決算上の不足額に一兆二千五百二十

億円余不足して、いたため、決算調整資金に関する法律附則第二条第一項の規定により、当該不足

額を国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた後、同資金から一般会計の歳入に組み入れられておりま

す。

また、この国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた額は、昭和五十六年度決算調整資金から決算調整資金に相当する

金額につきましては、決算調整資金に関する法律

附則第二条第三項及び第四項の規定により、昭和

五十八年度予算に計上して一般会計から決算調整

資金に繰り入れた後、同資金から国債整理基金に

繰り戻すこととしております。

以上が、昭和五十六年度決算調整資金からの歳

入組入れに関する調書の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御承諾くださいま

すようお願い申し上げます。(拍手)

たい。

そこで、こうした巨額な歳入欠陥の穴埋めのた

め決算調整資金が初めて使用されたのであります

が、国会に提出された調書によりますと、一般会

計への組み入れは、決算調整資金に属する現金の

組み入れが一千四百二十三億円余、国債整理基金

から決算調整資金に繰り入れた現金の組み入れが

一兆四千九百四十八億円の実質不足額が生じ、この不足額は、決算調整資金の取り

崩しと国債整理基金からの借り入れで穴埋めする

こととされましたのであります。このよう

に巨額の実質赤字決算となつたのは、わが国財政

史上かつて例を見ないところであります。

なぜこのような巨額の歳入欠陥が生じたのか。

当時の渡辺大蔵大臣は、その責任をとるとして一

たんは辭意を表明しましたが、その際に、歳入

欠陥が生じた原因として輸出の停滞、予想を超えた田安、物価の鎮静化など、不可抗力の要素によ

るものであることを強調していましたが、変動する内外の情勢に対し、適切なかじ取りができる

かたた政府の施策の失敗こそが責められなければ

ならないと思うのであります。

そもそも歳入欠陥の最大の原因は、五十六年度

の予算編成に際し、経済成長率を実質五・三%と

意図的に高く見込むことによって税収見積もりを

大きくしたことになります。しかも、五十六年十

二月に国会に提出した補正予算では、われわれが

大きな歳入欠陥が生ずるおそれのあることを強く指摘したにもかかわらず、四千億円程度と低く見込み、結局このようないい赤字決算を国

民の前に示さざるを得ないという醜態を演じることになつたのであります。さらに引き続く五十七

年度予算でも、年度途中で六兆円にも上る税収不足を補うための補正予算を提出せざるを得ないよ

うな見込み違いをするなど、財政経済運営の不手

意についての政府の政治責任はきわめて重大と言わなければなりません。

このような事態に対する政府の政治責任につい

て、当時も内閣の主要な一員であった中曾根総理

した。その理由の一つとして、政策的な行き詰ま

り、特に内閣の看板とも言うべき「五十九年度まで

に赤字公債からの脱却」と「増税なき財政再建」の大公約がともに実現できぬことが明らかになり、政局担当の自信を失つたからであると言われております。中曾根総理は、今国会において、赤字公債早期脱却について五十九年度目標は断念せざるを得ないが、増税なき財政再建は引き続き理念として持つていくと述べています。さらに、赤字公債脱却については五年から十年の間、どの程度それがおさまるか、いま検討中とも予算委員会で述べられておるのであります。もう少し具体的な見通しをお示し願いたい。また、増税なき財政再建の具体的方途これについても総理並びに大臣から伺つておきたい。

さらに、所得税減税についての見通し及び大型間接税導入の見通しについても伺つておきます。

特に、間接税につきましては、中・小型間接税の導入を検討すると言われております。この点についての大蔵大臣の御所見を承つておきます。

次は、会計検査院法の改正についてであります。

先づ、国会審議で、検査院としては以前と変わらず法改正に強い希望を持っていることがはつきりしております。この問題は、いまや総理の決断一つにかかるいると私は思います。総理が眞に政治倫理を大切にし、國民から預かった税金の用途の重要性を認識しているならば、この際、院法改正に踏み切る決断をすべきだと思いますが、所感を伺います。

A S E A N 諸国訪問について伺います。

三十日、総理は、ASEAN諸国訪問の途につかれると聞いております。総理は、特に中曾根ドクトリンは掲げないと述べ、前内閣の約束を実行することが主眼であると述べられているよう仄聞をいたしますが、大蔵大臣に伺いま

す。総理の見解をただします。

さきの在ASEAN大使の報告では、ASEA

N諸国は依然としてわが国の軍備拡張に対して危惧の念を表明しているとされています。ASEA

N訪問においては、わが国の防衛力について心配は要らぬと説明に行くことが大きな柱になつて、いよいよ思われます。総理はASEAN諸国をどうのようになつて説得されるのか。ソ連脅威論をもつて説得されるのか、お考えを伺つておきます。

もし説得の材料として経済協力を持ち出し、積極的に懸案事項の解決を図ろうとするならば、大変に遺憾であります。経済協力については、ややもすると財布のひもを緩め過ぎるのではないか、いささか心配であります。また、経済協力が現実において役に立っていないとの批判をしばしば耳にいたします。総理のお考えをお聞かせ願います。また、発展途上国への累積債務が巨額に達している状況のもとでの経済協力のあり方についても、この際御見解を承りたいと思います。

存するのか、このまま推移すれば一体どのような

存するのか、このまま推移すれば一体どのようなることになるなお考へか、総理の見解を承りたいと思ひます。

この核軍拡の不気味な進行の原動力は、核戦力

現在の政府の軍拡路線と機密保護法制定の動きが軌を一にするものであるとするなら、われわれはすでに戦前の日本がたどった道と同じ道をた

字公債脱却の問題をいかに処置するかということを検討してまいりましたのでございまして、理在、いつということを明定することは困難でございました。

なお、決算につきまして、国会の御承認をいただくために全力を注いでございました、そのことが責任を全うするゆえんであると考えま

す。  
増税なき財政再建をいかに進めるかということ  
でござりますが、臨時行政調査会の答申の線に沿

いまして、歳出歳入構造の徹底的な見直しを行ひまして、それによりまして経費の徹底的削減等を行い、臨時行政調査会の答申の線に沿つて財政運

した。  
会計検査院法の改正等につきましてはいろいろ御論議がありましたが、政府関係金融機関等の融

資先に対する立人調査権限を与えるための法改正を行うことは、自由主義経済のもとにおきまして公権力の箝制な個人を犯す危険はないであらう

公林入の政策が今となっては、何時もかんぱりでござる。政策金融の円滑な遂行との兼ね合いにおきま  
か。して慎重に検討を要するところでありまして、結

議論が出ておりません、いまの段階で法改正を提案することはきわめて困難であります。しかし、政  
策金融に著しい支障を起こすことなく会計検査院

の機能の充実を図ることは政府としても必要であると考え、これに対応いたしまして、政府関係金融機関に対しても会計検査院の検査等に一層協力する

るよう徹底しておるところでござります。  
今回の ASEAN 訪問の目的はいかんという御質問でござりますが、ASEAN 各国を訪問いた

信頼関係を確立いたしたいというのが最大の目的でござります。

の問題、あるいはウイリアムズペークのエコノミック・サミットに出発するに当たりましてASEAN諸国の皆さんの御意見も承つておく、こういういろいろな考え方を持ちまして首脳部の皆さんと緊密な会談を期待しておる次第でございます。

軍事大国化の懸念についていかんという御質問でございますが、基本的には日本の防衛政策については理解が進んでおると私は承知しております。一部の報道について、若干の懸念があるとうことも事実でございますが、私はASEAN諸国訪問に際しまして、必要あらば日本の防衛政策について、その軍事大国にならないこと、脅威的性格のないこと等についてよく御説明を申し上げたいと思つております。

一般に先立ちましてASEAN諸国の新聞記者団あるいは通信社の首脳部等を御招待し、積極的なインタビュー等を行いまして、各国の新聞に相当大きく日本の政策が説明され紹介をされておりまして、民衆等に対する理解にも相当役立つてゐるものと考えております。

次に、ASEAN諸国に対する今後の経済協力につきまして、財布のひもを緩め過ぎないであろうかという内容の御質問もございました。わが国の二国間ODAの七〇%はアジア地域に向けられております。また、三五年はASEANとの協力の内容等につきましては、一面においてASEAN諸国に対する協力問題等々についても議論してまいりたいと思っております。

本委員会から来るところでございます。

この協力の内容等につきましては、一面においてASEAN諸国との政治的、経済的、社会的安定性、強制性等に貢献したい、そしてひいては世界の平和とアジアの平和のために貢献したいという念願のもとに行われておるのでございまして、実施してきたものは、農村関係、特に農業開発の問題、エネルギー開発、人づくり、中小企業の振興等につきましても積極的に努力してまいりましたが、科学技術の協力等についても今後重点を置い

てまいりたいと思っております。  
債務累積問題につきましては、ASEAN諸国におきましても対外債務が累積していることは事実でございますが、各國が健全な経済運営に努力しておりますために、問題化している国はございません。

次に、ウイリアムズペークのサミットにおいて世界経済の機関車論等々の考えが出てくるが、いかなる対処を行うかという御質問でございますが、ウイリアムズペークのサミットにおきまして、世界経済の活性化化という問題、各国の協力の対応等が議論されることは必至であると思っております。しかし、この際に、かつてありましたように特定国が機関車的役割を期待する、行うことがあります。やはり協調と連帯の精神をもつておられます。やはり協調と連帯の精神をもつておられます。それは現実的でないし、適当でないと考えております。やはり協調と連帯の精神をもつておられます。しかしながら、この際に、かつてありましたように世界経済の活性化問題、あるいは発展途上国に対する協力問題等々についても議論してまいりたいと思っておるところでございます。

次に、ASEAN諸国に対する今後の経済協力につきまして、財布のひもを緩め過ぎないであろうかという内容の御質問もございました。

わが国の二国間ODAの七〇%はアジア地域に向けられております。また、三五年はASEANとの協力の内容等につきましては、一面においてASEAN諸国に対する協力問題等々についても議論してまいりたいと思っております。

次に、ASEAN諸国に対する今後の経済協力につきまして、財布のひもを緩め過ぎないであろうかという内容の御質問もございました。

わが国の二国間ODAの七〇%はアジア地域に向けられております。また、三五年はASEANとの協力の内容等につきましては、一面においてASEAN諸国に対する協力問題等々についても議論してまいりたいと思っております。

わが国は、一昨年来、一連の市場開放政策を進めています。最近におきましても基準・認証制度の改正について法案を提出して御審議を願つておるところでございます。このような努力を外国に對しても信頼感を高める必要があります。

わが国は、一昨年来、一連の市場開放政策を進めています。最近におきましても基準・認証制度の改正について法案を提出して御審議を願つておるところでございます。このような努力を外国に對しても信頼感を高める必要があります。

も説明をいたしまして、わが国の誠意を示し、また自由貿易を貢ぐという点について強力に主張しております。

なお、各國との協調行動の中におきましては、産業協力あるいは先端技術等に対する協力問題等も出る可能性もございますが、それにつきましても隔離なき懇談をしてまいりたいと思っております。

I.N.F.交渉と軍備拡張競争に対する対策いかんも出る可能性もございますが、それにつきましては、米国からも事前協議を何回も受けておりまして、わが国の意見も明確に申し述べておるところであります。今後とも、そのような緊密な協議を行いつつ、平和と軍縮のために協力してまいりたいと思っております。

一九七〇年代後半からソ連のSS-20が非常に増強されてまいりまして、七九年の十二月にNATO諸国は中距離ミサイルの近代化、米国はペーシングII地上発射ミサイルを八三年末より配備する

ことと同時に米ソ間でこれらのミサイルに關し軍備管理交渉を行う、いわゆるダブルディジョンということが決定され、その線でいま進行している状態でございます。

アメリカは、ソ連に対する軍事力の後退を回復するために、いまMXミサイルそのほかの軍事力に対する協力問題等々についても議論してまいりたいと思っておるところでございます。

変動相場制の見直しということがよく言われますが、いま変動相場制にかかる相場制度を採用し

ようという動きはございません。しかし、いずれにしても政策の調和、それから相場の行き過ぎに對しては各國が協調して介入する、こういう必要はあると考えております。

次に、対米貿易摩擦等の問題についてどう対処するかということあります。わが国といましましては、保護貿易の台頭をどうしても抑えなければなりませんし、また自由貿易をさらに推進する必要があります。そのためには、わが国みずからも一層の市場開放の努力を行いまして、外因

の強化に努めておりますが、國際社会を長期的に平和的に安定していくためには、一面において力の均衡を維持しつつ、抑止力を損うことの

あると考えております。

次に、対米貿易摩擦等の問題についてどう対処するかということであります。わが国といましましては、保護貿易の台頭をどうしても抑えなければなりませんし、また自由貿易をさらに推進する必要があります。そのためには、わが国みずからも一層の市場開放の努力を行いまして、外因

の強化に努めておりますが、國際社会を長期的に平和的に安定していくためには、一面において力の均衡を維持しつつ、抑止力を損すことの

あると考えております。

次に、対米貿易摩擦等の問題についてどう対処するかということであります。わが国といましましては、保護貿易の台頭をどうしても抑えなければなりませんし、また自由貿易をさらに推進する必要があります。そのためには、わが国みずからも一層の市場開放の努力を行いまして、外因

の強化に努めておりますが、國際社会を長期的に平和的に安定していくためには、一面において力の均衡を維持しつつ、抑止力を損すことの

あると考えております。

次に、対米貿易摩擦等の問題についてどう対処するかということであります。わが国といましましては、保護貿易の台頭をどうしても抑えなければなりませんし、また自由貿易をさらに推進する必要があります。そのためには、わが国みずからも一層の市場開放の努力を行いまして、外因

の強化に努めておりますが、國際社会を長期的に平和的に安定していくためには、一面において力の均衡を維持しつつ、抑止力を損すことの

あると考えております。

連が確實に優位に立つ趨勢にあるものと認識しております。

I.N.F.交渉において、わが国はかやの外に置かれているのではないかという御質問であります。しかし、そのことではございません。先般の米国暫定案等につきましては、米国からも事前協議を何回も受けておりまして、わが国の意見も明確に申し述べておるところであります。今後とも、そのような緊密な協議を行いつつ、平和と軍縮のために協力してまいりたいと思っております。

次に、第一回軍縮総会で示された軍備の一時削減をわが国としても推進することばいかんといふことと同時に、第一回国連軍縮特別総会は、軍縮及び軍備制限が國際平和と安全を強化するためには不可欠であり、そのため各國が全面軍縮を目指して忍耐強い努力を行うことを最終文書として採択しております。現下の國際社会の平和と安全が國家間の力の均衡により保たれていると

いう事実を踏まえ、力の均衡の維持に努めるとともに、可能な限り、より低い軍備水準で國際の平和と安全を確保し得るよう、軍縮の促進に努めてまいりたいと思います。

このような立場から、国連軍縮委員会等の場におきましても、平和外交の重要な柱として、軍縮を次々に引き下げていくという軍縮が必要であると思ります。わが国はI.N.F.交渉に関するアメ

リカの暫定案を支持しておりますが、このようないよう配慮しながら、その力の均衡の均衡水準を次々に引き下げていくという軍縮が必要であると思ります。わが国はI.N.F.交渉に関するアメ

すならば、この国会における後半国会の意義は相当程度達せられると考えておるのであります。解散の理由はないと考えておりますので、解散を行なう考えはございません。自民党の同僚議員に対しても、余りむだ遣いはしないようと言つております。(拍手)

も一〇〇台の高い伸びが続いたこと、そうしたことから、楽観は許されませんが、所定の税収が得られることに対する期待感というものが高かつたということになろうかと思っております。  
したがって、このような年度途中において決算上の不足発生は予見しなかつたものでござります。一方の場合は、決算額を算定して頂きました。

で、全体としての決算見込みに触ることはできないという状態でございます。

しかし、税収につきましては、何分ウエートの大変大きい法人税の三月期決算が残されておりますことから、まさに確定することを申し上げる段階にはございません。したがって、現時点においては、まだ決算金額を把握することができません。

意、そしてまた本院における予算委員長見解、これがございます。したがつて、今後の税収動向を見きわめながら、国会における論議を踏まえて、財源問題を含めて税制調査会に検討を願うということで精力的に努力してまいりたいということをかねて申し上げてまいりました。

○國務大臣(竹下登) 私に対する御質問、まず第一は、総理からお答えがございましたが、いわゆる歳入欠陥の生じた理由等でございます。第二次石油危機に伴います世界経済の停滞が予

ので、万一一の場合、沙汰問題を立てて東洋銀行にし  
そういうようなイーゼーな考え方は毛頭なかつた  
とも考へますし、これからも持つてはならないこ  
とだと思つております。

子供達がおもてなされ、おもむろに運営される事  
生につながるといふようなことはなりません。  
仮に剩余金の発生が見込まれる場合には、  
特例公債法の趣旨に沿いまして、出納整理期間に  
送った特例公債の発行予定額の減額に充てるとい

調査会が開催されましたので、政府側からは、国  
会における減税に関する議論を詳細に御報告をい  
たしました。この問題についての御審議をお願い  
したわけでございます。

想以上に長期化して、その回復がおくれたことを背景として企業の生産活動や消費が伸び悩んだこと、これによるものでござります。しかし、このような予見しがたい経済情勢の推移によるとは申しながらも、見積もりと実績に大幅な乖離が生じた、これは事実であります。今後におきまして、その要因を十分に分析するとともに、今回の苦しい体験を生かして、税収見積もりに必要な資料の収集・推計方法、これらについて一層の工夫をこらしながら、精度の向上、これに努力してまいらなければならぬと考えております。

それから決算調整資金に安易に頼る考え方を持っていたのではないか、こうしたことでおざいます。

するか、どうしたことでござります。  
これは確かに仮定の問題として、一たん国会に提出した調査が審議未了となつた場合には、改めて次の国会に提出するということになるわけでござりますけれども、これは国会の事後承認が得られない場合につきましては、純法律的に言えれば、決算調整資金の使用が無効となつたり取り消されたりするというわけのものではございません。内閣が国会に対しても政治的な責任を負う、こういうことになるわけでございますけれども、ともかくにも、総理からもお答えを申し上げましたようだ、ぜひ御承認をいただきたいと心から願するものであります。

うのが筋であるうといふように考へております。それから総理からもお答えがございました増税なき財政再建、この問題でございります。

これはとにかく国会に提出いたしました「今後の財政改革に当たつての基本的考え方」に基づきまして、そして総理からもお答えがございましたように、経済審議会におきまして、いま今後の経済運営の展望についての御議論がなされたばかりでございりますので、これらとも整合性を持ちながら、具体的にお示しするような作業をこれからも鋭意続けていきたいと思っておるところでございます。

それから増税なき財政再建の進め方でございましが、まずやつぱり安易に増税ということを念頭に銳意続けていきたいと思っておるところでござい

税制調査会におかれましては、所得税、住民税に關する部会を設置するということが決まりたと  
いうことなどがござります。まだ審議も確かに始まつ  
たばかりでござりますので、本格的検討に着手で  
きますのは、これは予算委員会の委員長見解にも  
お答えしておりますが、五十八年度税収の土台と  
なります五十七年度税収が確定いたします七月ご  
ろということになりますので、時期、財源、規  
模、これを明示するということは、今日できがた  
いということあります。

大型間接税の導入については、いま具体的に檢  
討していることもございませんし、指示を受けた  
ことも、また指示をしたこともございません。  
以上が私に対する御質問についてのお答えであ

確かに、決算調整資金は税収動向等に予見しが

卷之三

二三書簡

ります。(半井)

末間際あるいは年度末経過後に決算上の不足が想定される事態のときには、予算によっては対処し得ない場合に備えるために設けられたものであることは事実であります。

五十六年度の税収の動向について見ますと、ともかくとも、補正予算提出後判明した十二月税収、また一月税収の内容を見ますと、以前の税収動向と比べると比較的高い伸びを示していました。ところど、それから法人税のうち特に大法人について、十一月税収以来二〇%とか三〇%の高い伸びを示したということ、また物品税についても

端的に申しまして、現段階では何とも申し上げられないという一語に尽きるわけでございますが、五十七年度の予備費の不用額は千七十五億円、これは一応確定をいたしました。これから歳入歳出の過不足は、予備費の不用のほかに歳出の不用、税収等歳入の増減によって左右されるものでござります。このうちその他の歳出の不用額につきましては、概数を把握できますのが五月下旬になります。そして税収等は七月上旬にならぬないと明確にならないということで、いまの段階では、申し上げましたように予備費の不用額がようやく明らかになつたという段階でございます。

財政のまことに守備範囲を見直すといふ見地から徹底してこれに対処してまいりたいと考えております。まさに個人、家庭の自助努力に期待する分野ではないとか、あるいは民間部門の活力にゆだねるべき分野ではないかとか、国と地方との間の役割りはどうか、そういう点につきまして、構造的な点についても見直しをしていかなければならぬというふうに考えておるわけでございました。

それから所得税減税と間接税問題についての御質問がございました。

所得税減税問題につきましては、与野党の合

○國務大臣（安倍晋太郎君）サミット準備会議では、サミットの具体的な計画やテーマについてどのような話し合いが進んでおるかという御質問でござりますが、從来の準備会合では、今次サミットの運営方法、討議の分野、方向等につきまして、主催国であるアメリカより一応の考え方方が示されまして、これに基づきまして参加国首脳の個人代表間で意見の交換が行われております。その後も個人代表間におきまして意見調整が銳意進められておりますが、いずれにいたしましても、現在の困難な世界経済情勢に対しまして、各

質問がございました

卷之三

意通ふれでおりぬるが、こぞれはいたしまして、

昭和五十八年四月二十七日 參議院会議録第十二号

國務大臣の報告に關する  
に関する調書(趣旨説明)

国がいかにして協調と連帶の精神のもとで将来を  
向けて少しでも明るい展望を切り開いていき得る  
かということが、各国共通の最も大きな関心事項  
になっております。

先ほどから総理もお述べになりましたように、インフレなき持続的経済成長をいかにして図つていくかということが主要な課題であろうと思いま

すが、同時に、為替、通貨の問題、あるいはまた開発途上国に対する協力の問題等も課題になるも

は、再建途上のわが国財政に深い傷跡を残したことはまことに遺憾であります。こうした政府の財政運営の失敗は厳しく非難されなければなりませんが、總理、大蔵大臣は、この税収不足の原因はどこに起因したと考えておりますか。また、その反省を今後どのように政策に生かそうとしておられるか、お伺いします。

さらに、現在の新経済五カ年計画にかかる新計画を総理は経済審議会に検討させているようではあります。どのよきな内容の新計画であるのか、この際お伺いいたします。

次に、総理の政治姿勢についてであります。

総理は長い政治歴程の中で、防衛庁長官時代には、「自生防衛が主で、日米安保は補完」という自生防衛五原則を提唱、「國防の基本方針」の再検討構想などを主張し、総理就任以後も不沈空母、三

判断を示しております。経企庁は、明るい兆しが出たことは認めているものの、まだ回復に向けての動きは感じられない、慎重な判断をしております。一体、総理は、今後の景気回復の見通しをどう判断しておられますか、御見解をお伺いします。

また、経済閣僚会議において景気浮揚策を発表し、これを受けて、公共事業施行対策連絡会議において、五十八年度公共事業の前倒しとして、上期

サミットは経済サミットでございますが、しかしながら世界の首脳が集まるわけでございますから、正式な議題とはならないとしても、世界政治の問題あるいはまた核軍縮の問題についても討議の行われることは当然予想されるわけでございます。

なお、詳細な具体的な内容につきましては、各国間で、かたい申し合わせによりまして、発表は見

合わせると、ということにいたしておられます。  
いま申し上げたことが大体の方向ではないか、  
私はこういうふうに考えておるわけでございま  
す。(拍手)

いっては財政体質の強化と財政の健全化に逆行する  
と考えるのであります。

ください。  
次に、行政改革についてお伺いいたします。  
第二次臨調は、二カ年にわたる審議の総決  
して最終答申を政府に提出いたしました。こ

次に、農産物の自由化問題についてお尋ねします。  
日米農産物交渉が、昨日からワシントンで専門家レベルの交渉が続けられております。すでに御瞭解

○議長（徳永正利君）　鶴岡洋君。  
〔鶴岡洋君登壇、拍手〕

四千億円は、同基金が保有していた長期国債を日銀に売却し、現金化したもので、こうした処理方法はその最たる証拠ではありますか。このような一般会計の穴埋め策と国債整理基金保有債券の処分方法はインフレ要因のおそれもあるが、總理、大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

また、増税なき財政再建は中曾根内閣に課せら

終答申は、国民が期待していたのに対し十分たえているとは言えないのです。それ国民が一番期待していたところの肥大化した機構の見直しについて見ると、中央省庁、特人の統廃合は突っ込み不足、補助金の整理もその目標に達しない反面、教育、福祉などの国・関連事項にはかなり負担を求めておりま総理、行政管理庁長官から、行政改革に対する

承知のとおり、日本は世界の一大農産物輸入国であります。これほど米国から農産物を輸入している国はほかにありません。日本が牛肉、オレンジを自由化したからといって、日米間の貿易不均衡百八十億ドルのわずか五億ドルにしかなりません。今回の交渉で、自由化、輸入枠拡大について一時的に話し合いついたとしても、近い将来再

まず最初に、財政運営についてお伺いします。  
昭和五十六年度は、先ほど大蔵大臣から御説明  
があつたとおり、税収が当初予算の三十二兆二千  
八百四十億円に比べ三兆三千三百十九億円で、一  
〇・三%の減、また減額補正後予算に比べても二  
兆八千七百九十五億円の不足を生じたのであります。  
特に、補正後予算に比べ三兆円近い税収不足  
が生じたことは過去にも例がなく、この異常事態

税の導入のほか、酒税、物品税など間接税の引き上げや、電話利用税、ギャンブル税など新税の創設で財政再建を図ることを考えているのかどうか、総理の考え方をお伺いします。

また、財政再建への具体的な方策、手順をいまこそ示すべきだと考えますが、あわせて総理、大臣の御見解を承りたいのであります。

本姿勢と、臨調答申を具体的にどのように実行していかのか、所見をお伺いいたしました。次に、景気対策について、総理、大蔵大臣一同いします。

景気回復の見通しについては、日銀、経企大蔵省の三者で微妙な差があります。日銀は、一般的に停滞傾向が続いているものの、底入れが見え始めたと、明るい見通しを立てております。一方、大蔵省は、景気が回転軌道に乗り始め

行に  
にお  
び米国の強い要求が求められる可能性は必至であ  
ります。

政府は、牛肉、オレンジ及び残存輸入限制品目  
の現状を、米国にこれ以上は譲歩できない旨はつ  
きり説明し、たとえガットに提訴されても断固受  
けて立つという強い決意を示すべきであります。  
農産物交渉に臨む政府の対応策と、特に牛肉、オ  
レンジの自由化、梓拡大阻止についての見解を總  
理並びに農林水産大臣からお伺いいたします。

蔵元の御見解を承りたしのべありまつ

一方、大蔵省は、景気が回復軌道に乗り始めたと

理並びに農林水産大臣からお伺いいたします。

昭和五十八年四月二十七日 参議院会議録第十二号

國語大字典

予算の概要について及び昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入額

卷之三

最後に、会計検査院の権限強化についてであり

国民の貴重な税金が、より一層正しくかつ効率的に使用されるためには、その監視役である会計検査院の検査権限を強化するための院法改正が必

要であると思います。五十六年度の実地検査は対象機関のわざか七・九%にもかかわらず、税のわだ遣いは二百七十四億円あります。特に、行政改革と財政再建が政府の至上課題となっている現在、その必要性が一層痛感されます。先ほどの総理の答弁では、院法改正はむずかしいというお話をございましたけれども、行政改革に政治生命をかけた総理、率先して院法改正を行う姿勢を示すべきであります。中曾根総理の決意をお伺いて、質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君) 締固議員の御質問に  
お答えを申し上げます。

まず、五十六年度の税収不

不足の原因はいかんと

いう御質問でございましたが、先ほども御答弁申し上げましたように、世界経済の停滞による輸出の減少、生産活動の萎縮、あるいはアメリカの高金利、日本の円安、あるいは物価の安定、こういうようなところから税収が不足したと考えておられます。今後は、この体験を生かしまして、税収目盛りの精度を上げるように努力してまいりたい

中田・久・り・元

増税なき財政再建、現実はこれから遙かって  
いるのではないかといふ御質問でござりますが、  
ともかく財政状態が非常に厳しいことであること  
は御承知のとおりでございますが、財政の対応力  
の回復を図るべく歳出歳入の抜本的な見直しを行  
いまして、経費の節減等を行い、そしてその上に  
立つてできるだけ早期に特例公債依存からの脱出  
を図り、また公債依存度の引き下げに最大限の努  
力を傾注してまいりたいと思っております。  
新税の話が出ましたけれども、いまのように戸  
歳入の抜本的削減を行つて、しかも臨時行政調

査会の答申の線に沿つてこれからも行政を進めてまいりたいということを考えておるのでございまして、御指摘のような大型間接税の導入等につきましては、具体的に検討もしておりますが、指示もしておりません。

たとえば一トンの値段で(きましても、鉄など)ば約九万円、自動車ならば百万円、ICならば、あるいは超LSIならば五億円ぐらいするといふことがあります。ですから、必ずしも量によるものではない、質が非常に重要な時代になってきた

そこで、今後の改革の手順・内容、いわゆるスケジュール等につきまして、新しいいわゆる新行革大綱の策定をいま急いでおりまして、五月の下旬までにこれを策定し、閣議決定まで持つていただきたいと考えておるところでござります。

財政再建の具体的な方策、手順を示せといふことは、さぞございますが、当面は歳出歳入構造の徹底的な見直しから起こしますが、長期的に見まするといふことは、ともかく昭和六十年から六十五年ぐらいにかけまして、いまのままの推移で機械的に計算して並行運動させてやりますと、国債償だけでも十兆から十五兆を超すぐらいの年間の支出が一応予想されます。

そういうような事態をどういうふうに乗り切つていくかということは、慎重に検討しなければならない重大な問題が前途に包蔵されておるわけでございまして、そのためには、まず経済計画につきまして、先般、経済審議会に諮問いたしまして、入

ておられますし、情報の価値というものの経済運営上非常に重要な使命を帯びてくる段階になつておられます。そういう意味におきまして、この新しい時代に対応し得るような新しい型の経済政策あるいは経済長期展望というものを加味してお考観をいたいと念願しておりますところでございまして、經濟審議会の答申をお待ちしたいと思っております。

次に、外交防衛論争から内政に転換したのかといふ御質問でございますが、私が總理大臣を拝命されたときにおきましては、国際関係の調整が急務でしたとございまして、アメリカ及びECとの経済問題、あるいは安全保障問題あるいは韓国その他周辺問題、そらへう意未だなきとして、よ

た。景気回復の見通しについて御質問がございまし  
た。最近の状況を見ますと、アメリカの景気は上昇  
に転じたと言われ、ヨーロッパにおきましても、  
一部を除きましては、やや動意が見られる状態に  
なってきています。わが国の経済におきまして  
も、物価の安定、あるいは在庫調整のある程度の  
進展、それから石油価格の低落傾向等々の明るい  
面も見られます。それと同時に、物価の安定とい  
うことが非常に大きな強みになつております。  
今後は国内民間需要を中心とした景気の着実な回  
復を図りたいと思っております。  
現状で世界経済が推移し、わが国の在庫調整が  
進んでまいりますれば、下半期におきましては専  
業家による景気回復の見通しについて御質問がございまし

年を目指すとする経済展望をつくしていただきたいことになります。それに相応して財政計画というものが出てくると思います。そのような経済と財政を一体して整合性のとれた計画を長期的につくってまいりたいと思っておる情勢でスタートしたところでございますので、その内容につきましてただいま申し上げる段階でないことは遺憾でございます。

経済審議会に諮問している考え方はどういう内容のものかということをござしますが、今までのいわゆる経済計画に對しまして、より彈力性に富む、より長期的な、そしてより何度も見直しが可能なようないわゆるローリング性を持つた内容にしていただきたい。それから高齢化社会に対応し、また新しい情報時代に対応するような、新しい社会に対応し得るような経済政策でもなければならぬ。そういう意味におきまして、たとえばGNPという概念につきましても、今までの量的な考え方から離れて、質的な考慮を取り入れる余地が非常に出てきていると思います。

の周辺との関係、そぞろに東洋の政治状況について、ず当面のこの国際関係の調整を行う必要がある、いわば緊急避難的な性格を持つていて、自分は考えまして、外交活動に力を入れた次第でございます。

しかし、一応小康状態を呈するに至りまして、一段落したと考えまして、いよいよ本格的な内政に入ってきたわけでござります。内政の中心は行革であり、あるいは景気回復であり、あるいは教育、学校暴力の問題等でございまして、御高座のとおりでございます。今後もこの内外両方面を自詰めまして適切な政策を実行してまいりたいと思つております。

行革に対する基本姿勢等について御質問がございましたが、行革は現下の最重要政治課題であると心得ております。すでに臨時行政調査会も答申をいただきまして審議を終了いたしました。この第五次答申につきましては、三月十八日の閣議において最大限尊重の基本方針をまず決めたところでございます。

れ日が差す状態になつてくると考えております。これが、問題はアメリカの財政赤字であります。これがいまアメリカ国会において審議されておる予算の内容において、どの程度のアメリカに財政赤字が出てくるか、その結果アメリカの金利の情勢がどういうふうに動くか、これが世界経済を動かす非常に大きな要因になつております。まだこれは不安定な流動的な情勢でございます。それから不況のために石油価格がさらに下落する、もしくはいう段階が出てまいりますと、これも世界経済に対しても、たび重なる下落でござりますから、かなりマイナス要因に働く危険性がござりますし、発展途上国の債務問題等も出かねまじきことがあるかもしません。

そういうような点におきまして、景気の前途は、国際条件を考えますと、必ずしも手放しで安心してはならない、そういう情勢にあると考へて、周到な手配をしていきたいと思います。ただ、五十八年度の経済成長三・四%程度は、現

状で推移すれば実現可能であると考えております。

次に、公共事業の前倒しだけではなく、ほかに施

策はないかという御質問でございます。

政策は、本年四月五日の経済対策閣僚会議におきまして、財政改革の精神を踏まえつつ、内需

を中心とした息の長い安定成長を図るために、八

項目の当面の課題、三項目の今後の取り組むべき

課題等に関する「今後の経済対策について」とい

う政策を決定いたしました。

当面の課題としては、公共事業の前倒し執行の促進、中小企業対策等の諸施策を推進すると同時に、大幅な規制の緩和を行いまして民需、民間投資を誘発しよろ、これらにつきまして今後努力してまいりたいと思ひます。

次に、牛肉、オレンジ等の農産物の輸入問題について御質問がございました。

牛肉、柑橘類につきましては、日下ワシントンにおきまして日米間の専門家が協議中でございま

す。わが国といたしましては、一面において国際

の友好関係を維持するという考慮も非常に重要でございますが、一面においては、わが国における食糧の安定供給という重要な問題もございま

す。したがいまして、わが国の農業の健全な発展と調和のとれた形で行われるということが非常に重要であると考へまして、この国際関係との調整を適切に段階的に進めていくのが正しいと思つております。

いわゆるガット提訴につきましては、米側から、わが国の農産物残存輸入制限についてガット上問題があつて、そのガット上の協議を提起する可能性もある旨が表明されました。わが国におきましては、日米協議等におきまして、わが国の農業の実情、これまでの市場開放措置等を十分に説明いたしまして、理解を求めるといふて考えております。

最後に、会計検査院法の改正について御言及が

ございました。

この会計検査院法の改正につきましては、先ほど申し上げましたように、政府関係金融機関の

融資先に対する立入調査等の改正を行うことは、

自由主義経済体制下におきまして公権力の過剰介入を起こすのではないかという議論もございま

す。また、政策金融の円滑な遂行とのかかわり合

い等もございまして、これは慎重を要するとも考

えており、いまの段階では法改正を提案するのは困難であります。しかし、事実上、会計検査院に

協力いたすよう、政府関係金融機関に対しまし

ては会計検査院の検査等に十分協力の徹底を図

るよういたしたいと思っております。(拍手)

〔國務大臣竹下登君 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 鶴岡議員の私に対する御質問にお答えいたします。

まず、税収不足の原因の問題につきましては、総理からお答えがございましたが、第二次石油危機に伴います世界経済の停滞が予想以上に長期化して、その回復がおくれたことを背景とした企

業の生産活動や消費の伸び悩み、これによるものでござります。しかし、何としても予見しがたい

経済情勢の推移とはいえ、見積もりと実績に大変

な乖離が生じた、これは事実でござりますので、

今後におきましては、政策上これを生かしていく

ために、その要因を十分に分析いたしますと同時

に、税収見積もりに必要な資料の収集とか推計方

法とか、なお一層の工夫をこらして精度の向上に努めてまいりたい、このように考へております。

それから一般会計の穴埋め策としての国債整理

基金保有債券の処分方法とインフレ要因の問題につきでござります。

決算調整資金は、これは国庫内部に退廃されて

おったわけではございませんので、資金運用部で預託、運用されてきたものでござります。した

がつて、決算調整資金をすでに生じておる赤字の補てんに充てる場合におきましては、年度を通じて考へれば、全体としての通貨供給の増加をもた

らすものではございません。したがつて、それが直接インフレに結びつくということにはならないわけであります。

ただ、これには国債整理基金から決算調整資金への繰り入れに適切に対処するため、資金運用部

と日本銀行に保有国債を売却いたしましたが、こ

れ自体は、先ほどの理由で、一般会計の決算上の穴埋めのための経理上の処理にすぎないといふわけでござりますが、政府としてマネーサプライの動向に今後とも留意しながら、インフレを招くことのないような配慮、これは十分に行っていく所存でござります。

それから財政再建、財政改革を進めるに当たつての考え方でござりますが、総理からお答えがあつておりますが、安易に増税を念頭に置いてはいけない。まず備範囲を見直し、聖域を設ける

ことなく、徹底的に歳出の見直しに対応してまいりたいということが基本の考え方でござります。

ます、まず備範囲を見直し、聖域を設けることなく、徹底的に歳出の見直しに対応してまいりたいということが基本の考え方でござります。

さて、これからは五十八年度の三・四%、これをよ

り確実にしていくための必要性があるという考

え方にに基づいて経済対策閣僚会議において経済対策

が決められたわけですが、その中の公共

事業の前倒し執行というものを取り上げて考

えますと、物価の安定基調、そして在庫調整の進

展、こうしたことから考えますと、まずこのよう

な前倒しというものが、下半期等も考えながら、

また、なだらかな成長というものを考へた場合

に、適切な率ではなかなかかどりふうに考へておるところでござります。

したがつて、いずれにいたしましても、下期の

息切れを回避して、しかも事業の円滑な執行を確

保する必要があるという観点に立つて、総合的に

勘案、決定したものであります。

以上でお答えを終わりります。(拍手)

〔國務大臣鷹藤邦吉君 拍手〕

○國務大臣(鷹藤邦吉君) 鶴岡議員の私に対する御質問は行政改革に対する基本姿勢でござります

が、この問題については先ほど総理大臣からお答

えもございましたが、私からもお答え申し上げる

ではないか、あるいは民間の活力にゆだねるべきではないか、そういうことをまさに幅広く検討していかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

そして、総理のお答えにもありましたように、

経済の将来展望の検討や経済情勢、これは経済審議会等でもいろいろ御議論を始めていただいたばかりでございますが、それらと整合性を持ちながら十分検討していくべき課題であると考えております。

そして今度は、公共事業の前倒し問題について

これから財政再建、財政改革を進めるに当たつての考え方でござりますが、総理からお答えがあつておりますが、安易に増税を念頭に置いてはいけない。まず備範囲を見直し、聖域を設けることなく、徹底的に歳出の見直しに対応してまいりたいということが基本の考え方でござります。

さて、これからは五十八年度の三・四%、これをよ

り確実にしていくための必要性があるという考

え方にに基づいて経済対策閣僚会議において経済対策

が決められたわけですが、その中の公共

事業の前倒し執行というものを取り上げて考

えますと、物価の安定基調、そして在庫調整の進

展、こうしたことから考えますと、まずこのよう

な前倒しというものが、下半期等も考えながら、

また、なだらかな成長というものを考へた場合

に、適切な率ではなかなかかどりふうに考へておるところでござります。

したがつて、いずれにいたしましても、下期の

息切れを回避して、しかも事業の円滑な執行を確

保する必要があるという観点に立つて、総合的に

勘案、決定したものであります。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔國務大臣鷹藤邦吉君 拍手〕

○國務大臣(鷹藤邦吉君) 鶴岡議員の私に対する御質問は行政改革に対する基本姿勢でござります

が、この問題については先ほど総理大臣からお答

えもございましたが、私からもお答え申し上げる

でございます。

そして、これまで財政支出が適当であると

されておった施設においても、情勢の推移の中で

国家財政が関与すべき分野であるのかどうなの

で考へれば、全体としての通貨供給の増加をもた

か、これは個人、家庭の自助努力にまつべきもの

次第でござります。

答申を受け、簡素にして効率的な政府を実現する所へ  
く、聖域を設けることなく、行政全般にわたる改革を銳意推進してきたところであります。今般の  
第五次最終答申についても、去る三月十八日の閣議において最大限尊重の方針を定めたところであ  
りまして、目下、これを実現するための改革の基本的方向と手順など新たな行政改革の方策を設定す  
べく、いわゆる新行革大綱の策定作業を急いでいるところでありまして、五月中旬に成案を得たもの  
と考え、努力をいたしておる次第でござい、まず、各位の御理解を得たいと考えておる次第でござ  
ります。(拍手)

○国務大臣金子岩三君登壇、拍手

○國務大臣(金子岩三君) お答えいたします。

総理から御答弁がありましたので御理解いただ  
いたと思いますけれども、ただいま専門家レベル  
の協議がワシントンにおいて行われております。  
その成り行きを見まして今後の対応を検討してま  
りたいと思います。

昨年の五月、十二月、農林水産委員会から御決  
議と申し入れがあつております。それは、わが国農  
業者に犠牲を与えないようこの日米の農作物の貿易  
交渉については対応すべしという決議であります  
ので、十分との御趣旨を踏まえまして、慎重に検討をいたしたいと思います。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いた  
しました。

（第百四十七号）の締結について承認を求めるの件  
日程第三 北西太平洋における千九百八十三年の日本國のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

(いざれも衆議院送付)  
以上三件を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長増  
田盛君。

○國務大臣（金子岩三君）　お答えいたします。  
〔國務大臣金子岩三君登壇、拍手〕  
さいます。（拍手）

すべく、いわゆる新行政大綱の策定作業を急いでいるところでありまして、五月中旬に成案を得たいと考え、努力をいたしておる次第でござります。各位の御理解を得たいと考えておる次第であります。（拍手）

総理から御答弁がありましたので御理解いたな  
いたと思いますけれども、ただいま専門家レペル  
の協議がワシントンにおいて行われております。  
その成り行きを見まして今後の対応を検討してま  
ります。

○副議長(秋山長造君) 昨年の五月、十二月、農林水産委員会から御決議と申し入れがあつております。それは、わが国農業者に犠牲を与えないようこの日米の農業物の貿易交渉については対応すべしという決議でありますので、十分この御趣旨を踏まえまして、慎重に検討をいたしたいと思います。(拍手) しました。

員会が同委員会の作成した改正案の実施を勧告しており、また、同条約附屬書Ⅱについても同委員会がその改正案を作成し同条約附屬書Ⅰについてと同様の勧告をすることが予定されて、いることにかんがみ、我が国としては、その勧告

するところによりこれらの附屬書を実施する」とし、所要の留保を付してこの議定書を締結しようとするものであつて、海洋環境の保全及びそのための国際協力の促進に資する見地から妥当な措置と認めた。

### 一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求める件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月十五日

(1) 条約附属書Iの実施に関する国際海事機関海洋環境保護委員会の回章(第九十七号及び第九十九号)の勧告するところにより同附属書に基づく義務を履行する権利

(2) 条約附属書IIの第十三規則(3)の規定、付録II及び付録Vの実施に関しその採択が予定されている(1)にいう回章と同様の文書の勧告するところにより同附属書に基づく義務を履行する権利

衆議院議長 福田 一  
參議院議長 徳永 正利殿

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書を、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書を、別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この註定書の締約国は、  
一千九百七十三年の船舶による汚染の防止のため  
の国際条約が海洋環境を船舶による汚染から保護  
する上で重要な貢献をするものであることを認め、  
船舶、特に油タンカーによる海洋汚染の防止及  
び規制を一層進進する必要があることを認め、  
同条約附屬書Ⅰの油による汚染の防止のための  
規則をできる限り早期に、かつ、広範に実施する  
必要があることを認め、  
しかしながら、同条約附屬書Ⅱの適用を技術的  
問題が十分に解決されるまで延期する必要がある  
ことを確認し、

別紙  
千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七八年の議定書に関する日本国政府の留保

日本国は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年（以下「各船舶による汚染の防止のための国際条約」（以下「各条約」という。）を実施するに当たり、次の権利を認め

保する。

- (1) 条約附屬書Ⅰの実施に関する国際海事機関海洋環境保護委員会の回章（第九十七号及び第九十九号）の勧告するところにより同附屬書に基づく義務を履行する権利

(2) 条約附屬書Ⅱの第十三規則③の規定、付録Ⅱ

昭和五十八年四月二十七日

(b) 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約(以下「条約」という。)。ただし、この議定書における条約の修正及び追加の規定に従うことを条件とする。

2 条約及びこの議定書は、單一の文書として一括して読み、かつ、解釈されるものとする。

3 「この議定書」というときは、この議定書の附屬書を含めていうものとする。

## 第二条 条約附属書Ⅰの実施

1 条約第十四条(I)の規定にかかるわらず、この議定書の締約国は、この議定書の効力発生の日から三年間又は政府間海事協議機関(以下「機関」という。)の海洋環境保護委員会(以下「委員会」という。)においてこの議定書の締約国の三分の二以上の多数により決定されこれよりも長い期間、条約附属書Ⅱに拘束されないことを合意する。

2 1に定める期間中、この議定書の締約国は、義務も負わず、かつ、いかなる特権も主張する権利を有しないものとし、条約において「締約国」というときは、附屬書Ⅱに関する事項についてはこの議定書の締約国を含まない。

## 第三条 情報の送付

条約第十一條(I)(b)を次のよう改める。

有害物質を運送する船舶の設計、構造、設備及び運航に関する事項について規則に基づき当該締約国に代わって行動する権限を与えた団体に与える権限についてその責任の範囲の一覧表(締約国の職員が了知するようすべての締約国に対し回章に付するため送付する)。主管庁は、指名した検査員又は認定された指名された検査員又は認定された団体の職員が了知するようすべての締約国に対し回章に付するため送付する)。主管庁は、指名した検査員又は認定された指名された検査員又は認定された団体の職員が了知するようすべての締約国に対し回章に付するため送付する)。

## 第四条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、機関の本部において、千九百

七十八年六月一日から千九百七十九年五月三十日までは署名のため、その後は加入のため、方法により締約国となることができる。

### 第八条 寄託者

1 この議定書は、機関の事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。

### 第九条 廃棄

1 この議定書の締約国は、自國についてこの議定書の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの議定書を廃棄することができ

る。

### 第十条 附屬書

1 この議定書の締約書は、千九百七十八年二月十七日にロンドンで作成し

### 第十一条 附屬書

1 この議定書の締約書は、千九百七十八年二月十七日にロンドンで作成し

### 第十二条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

2 廃棄は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第十三条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第十四条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第十五条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第十六条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第十七条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第十八条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第十九条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十一条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十二条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十三条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十四条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十五条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十六条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十七条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十八条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第二十九条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十一条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十二条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十三条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十四条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十五条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十六条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十七条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十八条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第三十九条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十一条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十二条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十三条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十四条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十五条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十六条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十七条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十八条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第四十九条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十一条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十二条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十三条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十四条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十五条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十六条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十七条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十八条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第五十九条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十一条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十二条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十三条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十四条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十五条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十六条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十七条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十八条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第六十九条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第七十条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第七十一条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第七十二条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第七十三条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第七十四条 附屬書

1 この議定書は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する

ことによつて行う。

### 第七十五条 附屬書



速やかに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、この報告が行われたことを確認する。

#### 第五規則 証書の発給

条約附属書I 第五規則の規定を、国際油汚染防止証書の語に付されている「(千九百七十三年)」の語を削除した上で、適用する。

#### 第六規則 旗国以外の締約国の政府による証書の発給

条約附属書I 第六規則の規定を、国際油汚染防止証書の語に付されている「(千九百七十三年)」の語を削除した上で、適用する。

#### 第七規則 証書の様式

条約附属書I 第七規則の規定を、国際油汚染防止証書の語に付されている「(千九百七十三年)」の語を削除した上で、適用する。

#### 第八規則 証書の有効期間

条約附属書I 第八規則の規定を、次のように改めた上で、適用する。

#### 第九規則 油の排出規制

条約附属書I 第九規則の規定を適用する。

#### 第十規則 特別海域において運航している船舶からの油による汚染の防止のための方法

条約附属書I 第十規則の規定を適用する。

#### 第十一規則 適用除外

条約附属書I 第十一規則の規定を適用する。

#### 第十二規則 受入施設

条約附属書I 第十二規則の規定を適用する。

#### 第十三規則 分離バラスト油タンカー

条約附属書I 第十三規則の規定を、次のように改めた上で、適用する。

#### 第十三規則 分離バラスト・タンク、クリーン・バラスト・タンク及び原油洗浄

条約附属書I 第十三C規則及び第十三D規則の規定の適用がある場合を除くほか、油タンカーは、この第十三規則の要件に適合するものとする。

(1) 新船である載貨重量二万トン以上の油タンカー

は、第九規則に定めるところにより及び第十五規則に定める要件に従つて処理し及び排出するものとし、第二十規則に定める油記録簿に記載する。

(2) 新船である原油タンカーについては、(3)の規定により認められる追加のバラスト水は、原油を取り卸した港又は係留施設を離れる前に第十三B規則の規定に従い原油洗浄が行われた貨物タンクのみ積載する。

(3) 分離バラスト・タンクの容積は、(3)又は(4)に定める場合を除き貨物タンクを水バラスト用に使用することなく安全なバラスト航海ができるようなものでなければならぬ。いかなる場合においても、分離バラスト・タンクの容積は、全航海を通じてのあらゆるバラスト状態(軽荷状態に分離バラストのみを積載した状態を含む)において、少なくとも、船舶の喫水及びト

ととなつた場合において船舶の旗国であつた締約国の政府がその後三箇月以内に要請を受けたときは、当該政府は、できる限り速やかに、当該船舶が有していた証書の写し及び可能な限りは検査の報告書の写しを主管庁に送付する。

リムが次の要件を満たすことのできるものでなければならない。

(a) メートルで表す船舶の中央における型喫水(dm)(船舶のいかなる変形も考慮しない。)が次の式で得られる値よりも小さい値でないこと。

$$2.0 + 0.02L$$

(b) 船首垂線及び船尾垂線における喫水が、(a)に定める船舶の中央における型喫水(dm)の要件を満たすようなものであり、かつ、船尾トランクが○・○一五L以下となるようなものであること。

(c) 船尾垂線における喫水が、いかなる場合においても、プロペラを完全に水没させるためには必要な喫水に満たないものでないこと。

(d) (船舶のいかなる変形も考慮しない。)が

次式で得られる値よりも小さい値でないこと。

と。

2.0 + 0.02L

(e)

リムが(8)に規定する現存船である原油タンカーは、原油洗浄に適しない原油を運送する場合を除くほか、分離バラスト・タンクを備える代わりに第十三B規則の規定に従い原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いて運航することができる。

(f)

(g)

(h)

(i)

(j)

(k)

(l)

(m)

(n)

(o)

(p)

(q)

(r)

(s)

(t)

(u)

(v)

(w)

(x)

(y)

(z)

(aa)

(bb)

(cc)

(dd)

(ee)

(ff)

(gg)

(hh)

(ii)

(jj)

(kk)

(ll)

(mm)

(nn)

(oo)

(pp)

(qq)

(rr)

(ss)

(tt)

(uu)

(vv)

(ww)

(xx)

(yy)

(zz)

(aa)

(bb)

(cc)

(dd)

(ee)

(ff)

(gg)

(hh)

(ii)

(jj)

(kk)

(ll)

(mm)

(nn)

(oo)

(pp)

(qq)

(rr)

(ss)

(tt)

(uu)

(vv)

(ww)

(xx)

(yy)

(zz)

(aa)

(bb)

(cc)

(dd)

(ee)

(ff)

(gg)

(hh)

(ii)

(jj)

(kk)

(ll)

(mm)

(nn)

(oo)

(pp)

(qq)

(rr)

(ss)

(tt)

(uu)

(vv)

(ww)

(xx)

(yy)

(zz)

(aa)

(bb)

(cc)

(dd)

(ee)

(ff)

(gg)

(hh)

(ii)

(jj)

(kk)

(ll)

(mm)

(nn)

(oo)

(pp)

(qq)

(rr)

(ss)

(tt)

(uu)

(vv)

(ww)

(xx)

(yy)

(zz)

(aa)

(bb)

(cc)

(dd)

(ee)

(ff)

(gg)

(hh)

(ii)

(jj)

(kk)

(ll)

(mm)

(nn)

(oo)

(pp)

(qq)

(rr)

(ss)

(tt)

(uu)

(vv)

(ww)

(xx)

(yy)

(zz)

(aa)

(bb)

(cc)

(dd)

(ee)

(ff)

(gg)

(hh)

(ii)

(jj)

(kk)

(ll)

(mm)

(nn)

(oo)

(pp)

(qq)

(rr)

(ss)

(tt)

(uu)

(vv)

(ww)

(xx)

(yy)

(zz)

(aa)

(bb)

(cc)

(dd)

(ee)

(ff)

(gg)

(hh)

(ii)

(jj)

(kk)

(ll)

(mm)

(nn)

(oo)

(pp)

(qq)

(rr)

(ss)

(tt)

(uu)

(vv)

(ww)

(xx)

(yy)

(zz)

(aa)

(bb)

(cc)

(dd)

(ee)

(ff)

(gg)

(hh)

(ii)

(jj)

(kk)

(ll)

(mm)

(nn)

(oo)

(pp)

(qq)

(rr)

(ss)

(tt)

(uu)

(vv)

(ww)

(xx)

(yy)

(zz)

(aa)

(bb)

(cc)

(dd)

ン・パラスト・タンクを用いて運航する。

(分離バラスト油タンカーとしての資格を有する

油タンカー)

④ (1) (7) 又は⑩の規定により分離バラスト・タ

ンクを備えることを要求されない油タンカーで

あつても、(2)及び(3)の要件又は(5)の要件に適合

する場合には、分離バラスト油タンカーとして

の資格を得ることができる。

第十三 A 規則 クリーン・パラスト・タ

ンクを有する油タンカー

の要件

(1) 第十三規則(9)又は⑩の規定によりクリーン・

パラスト・タンクを用いて運航する油タンカー

は、第一規則⑮に定義するクリーン・パラスト

の積載にのみ使用されるタンクであつて第十三

規則(2)及び(3)の要件を満たすような容積のもの

を有しなければならない。

(2) クリーン・パラスト・タンクの配置及び操作

方法は、主管庁の定める要件に適合するもので

なければならない。この要件は、少なくとも、

千九百七十八年のタンカーの安全及び汚染の防

止に関する国際会議が決議十四において採択し

たクリーン・パラスト・タンクを有する油タン

カーの仕様(機関により改正される場合には、

当該改正を含む。)のすべての規定を含むもので

なければならぬ。

(3) クリーン・パラスト・タンクを用いて運航す

る油タンカーには、排出されるバラスト水の油

分を監視することができるようにするため、機

関の勧告した仕様(注)に基づき主管庁が承認し

た油分濃度計を備える。油分濃度計は、タンカー

が千九百七十八年の議定書の効力発生後の最

初の予定された入渠の終了時までに設置する。

油分濃度計が設置されるまでは、クリーン・パ

ラスト・タンクからのバラスト水に油による汚

染の生じていないことをバラストの排出の直前

に検査により確認しなければならない。

注 機関が決議A三九三(ア)において採択し

た油水分離器及び油分濃度計の性能及び試

験についての国際的仕様に関する勧告を参

照すること。

(4) クリーン・パラスト・タンクを用いて運航す

る油タンカーには、次のものを備える。

(a) クリーン・パラスト・タンク装置について

詳述し、かつ、操作方法を説明するクリー

ン・パラスト・タンクの操作手引書。操作手

引書は、主管庁の認めるものでなければならない

ず、また、(2)に規定する仕様において定める

すべての情報を持るものでなければならな

い。クリーン・パラスト・タンク装置に影響

を及ぼす改造が行われる場合には、操作手引

書は、改訂する。

(b) 付録III追補一に規定する第二十規則に定め

る油記録簿の追補。この追補は、油記録簿に

添付しておくる。

第十三 B 規則 原油洗浄の要件

(1) 第十三規則(6)及び⑧の規定により備えること

を要求される原油洗浄装置は、この第十三B規

則の要件に適合するものでなければならない。

(2) 原油洗浄機及び関連する設備は、主管庁の定

める要件に適合するものでなければならない。

この要件は、少なくとも、千九百七十八年のタ

ンカーの安全及び汚染の防止に関する国際会議

が決議十五において採択した原油洗浄装置の設

計、操作及び管理のための仕様(機関により改

正される場合には、当該改正を含む。)のすべて

の規定を含むものでなければならない。

(3) すべての貨物タンク及びスロップ・タンクに

正された場合には、当該改正を含む。)のすべて

の規定を含むものでなければならない。

(4) 貨物タンクへのバラストの積込みに関する

は、各バラスト航海に先立ち、タンカーの運航

形態及び予想される天候状態を考慮して、原油

洗浄の行われた貨物タンクにのみバラスト水が

積載されるようにするために十分な貨物タンク

について原油洗浄を行う。

(5) 原油洗浄装置を用いて運航する油タンカーに

は、次のものを備える。

(a) 原油洗浄装置について詳述し、かつ、操作

方法を説明する操作及び設備の手引書。手引

書は、主管庁の認めるものでなければならない

ず、また、(2)に規定する仕様において定める

すべての情報を持るものでなければならない

い。原油洗浄装置に影響を及ぼす改造が行わ

れる場合には、操作及び設備の手引書は、改

訂する。

(b) 付録III追補二に規定する第二十規則に定め

る油記録簿の追補。この追補は、油記録簿に

添付しておくる。

第十三 C 規則 特殊な運航に従事する現

存船である油タンカー

(1) 第十三規則(7)から⑩までの規定は、次の特殊な運

航にのみ従事する現存船である油タンカーにつ

いては、適用しない。

(2) 千九百七十八年の議定書のいずれかの締約

国との二以上の港又は係留施設の間の運航

に従事する現存船である油タンカーにつ

いては、適用しない。

(3) 千九百七十八年の議定書のいずれかの締約

国又は係留施設と他の締約国の港又は係

留施設との間の運航であつて次の海域内にお

けるもの

(i) 第十規則(1)に定義する特別海域

(ii) その他機関が指定する制限海域

(1) の規定は、貨物の積込みが行われる港又は

係留施設に、油タンカーからすべてのバラスト

及びタンク洗浄水を受け入れ及び処理するため

に十分な受入施設があり、かつ、次のすべての

条件が満たされた場合にのみ適用する。

(a) 運航方法及びバラスト方式が主管庁により

承認されること。

(b) 噴水及びトリムの要件が運航方法により満

たされた場合には、主管庁と千九百七十八年

の議定書の締約国である香港の政府との間

に合意があること。

ストを含む。)及びタンク洗浄残留物を船内に

保留し、かつ、受入施設に排出すること並び

に寄港国の権限のある当局により、(3)に規定

する油記録簿の追補の適当な項への記載に裏

書がされること。

(b) 現存船である油タンカーを特殊な運航に使

用することに關し、主管庁と(1)(a)又は(b)に規定

する締約国の政府との間に合意があるこ

と。

(c) この第十三C規則の適用上、貨物の積込み

が行われる港又は係留施設にある受人施設が

この附屬書の関連規定により十分であること

がこれらの港又は係留施設のある千九百七

八年の議定書の締約国の政府により承認され

ること。

(d) 油タンカーが特殊な運航にのみ従事するこ

とにについて国際油汚染防止証書に裏書がされ

ること。

(e) この第十三C規則の適用上、貨物の積込み

が行われる港又は係留施設にある受人施設が

この附屬書の関連規定により十分であること

がこれらの港又は係留施設のある千九百七

八年の議定書の締約国の政府により承認され

ること。

(f) 油タンカーが特殊な運航にのみ従事する

こととにについて国際油汚染防止証書に裏書がされ

ること。

(g) 油タンカーが特殊なバラスト方式を用

ることとにについて国際油汚染防止証書に裏書がされ

ること。

(h) 油タンカーが特殊なバラスト方式を用

ることとにについて国際油汚染防止証書に裏書がされ

ること。

三四三

(c) 油タンカーが特殊なバラスト方式を用いて運航することについて国際油汚染防止証書に裏書きがされること。

(2) 船長が船舶の安全のために貨物タンクに追加のバラスト水を積載しなければならないと判断するほど厳しい天候状態における例外的な航海の場合を除くほか、貨物タンクにバラスト水を積載してはならない。この追加のバラスト水は、第九規則に定めるところにより及び第十五規則に定める要件に従つて処理し及び排出するものとし、第二十規則に定める油記録簿に記載する。

(3) (1)(c)の規定により証書に裏書きをした主管庁は、千九百七十八年の議定書の締結に對し回章に付するため、その詳細を機関に通知する。

第十三E規則 分離バラスト・タンクの防護的配置

(1) 新船である載貨重量二万トン以上の原油タンカー及び新船である載貨重量三万トン以上の精製油運搬船において第十三規則の要件に適合する容積を有することを要求される分離バラスト・タンクを貨物タンク区域内に設置する場合には、分離バラスト・タンクは、乗揚げ又は衝突の場合の油の流出を防止するため、(2)から(4)までの要件に従つて配置する。

(2) 貨物タンク区域内にある分離バラスト・タンク及び他の閉鎖場所(油タンクを除く。)は、次のように適合するよう配置する。

$$\Sigma PAs + \Sigma PAs \geq J [I_{te} (B + 2D)]$$

PAsは、分離バラスト・タンク又は他の閉鎖場所(油タンクを除く。)の船側外板の型寸法による投影面積とし、平方メートルで表す。

PAsは、分離バラスト・タンク又は他の閉鎖場所(油タンクを除く。)の船底外板の型寸法による投影面積とし、平方メートルで表す。

表す。

Ltは、貨物タンク区域の前端から後端までの長さとし、メートルで表す。

Bは、第一規則④に定義する幅とし、メートルで表す。

Dは、船舶の中央においてキールの上面から船側におけるフリーボード甲板ビームの上面まで垂直に測った型深さとし、メートルで表す。丸型ガシネルを有する船舶にあつては、型深さは、ガシネルが角型となるように甲板及び船側外板のモールディング・ラインをそれぞれ延長して得られる交点まで測る。

Jは、載貨重量二万トンの油タンカーについては○・四五とし、載貨重量二十万トン以上の油タンカーやついては○・三〇(ただし、(3)の規定を適用することができるとするものとし、中間の載貨重量の油タンカーやついては、一次補間法によつて決定する。

この(2)で用いられている記号は、この第十三E規則においては、この(2)で定義する意味を有する。

(3) 載貨重量二十万トン以上の油タンカーについては、Jの値は、 $[J = \left( a - \frac{Og + Os}{40A} \right)]$  又は○・二〇のいずれか大きい方の値まで減ずるところである。

この場合において、

aは、載貨重量二十万トンの油タンカーについて、 $a = \left[ \frac{Og + Os}{40A} \right]$  又は○・二〇のいずれか大きい方の値まで減ずることがある。

この場合において、

aは、載貨重量二十万トンの油タンカーについて、 $a = \left[ \frac{Og + Os}{40A} \right]$  又は○・二〇のいずれか大きい方の値まで減ずることがある。

Osは、第二十三規則①(b)の式による値とする。

Oaは、第二十四規則②に定める油の許容流出量とする。

Aは、PAs及びPAの決定に当たつては、次の(a)及び(b)の規定を適用する。

(a) 分離バラスト・タンク若しくは他の閉鎖場所又は甲板から二重底の頂板までの深さにわたるウイング・タンク若しくは他の閉鎖場所の最小幅は、二メートル未満であつてはならない。ウイング・タンク又は他の閉鎖場所の幅は、中心線に対し直角に船側から内方に測る。最小幅が二メートル未満のウイング・タンク又は他の閉鎖場所は、PAoの算定に当たり、考慮しない。

(b) 二重底タンク又は他の閉鎖場所の最小幅は、B15メートル又は二メートルのいずれか小さい方の長さに満たないものであつてはならない。最小深さがこれに満たない二重底タンク又は他の閉鎖場所は、PAsの算定に当たり、考慮しない。

(c) 貨物油の取卸しの完了後すべての貨物油ポンプ及び貨物油管を空にする手段(必要な場合には、ストリッピング装置の利用)を有していること。この手段は、管及びポンプの油性残留物を陸上に及び貨物タンク又はスロップ・タンクのいずれかに排出することができるものでなければならず、陸上への排出のために小さい径の特別の管を備えるものとする。この管は、船舶のミニフォールドの弁の外側に連結しておく。

(d) 分離バラスト・タンク若しくは原油洗浄装置を備えること又はクリーン・バラスト・タンクを用いて運航することが要求される現存船である原油タンカーは、(5)(b)の規定に適合するものとす。

(e) 第十四規則 油とバラスト水との分離

第十五規則 船内における油の保留

第十六規則 油排出監視制御装置及び油

第十七規則 油性残留物(スラッシュ)のためのタンクの規定を適用する。

第十八規則 油タンカーの吸排設備、管系及び排出設備

第十九規則 標準排出連絡具

第二十規則 油記録簿

第二十一規則 摩削装置その他のプラットフォームについての特別の要件

第二十二規則 油の保留在

第二十三規則 防止証書の語に付されている「(千九百七十三年)」の語を削除した上で、適用する。

第二十四規則 防止証書の語に付されている「(千九百七十三年)」の語を削除した上で、適用する。

第二十五規則 第十四規則の規定を適用する。

第二十六規則 第十五規則の規定を適用する。

第二十七規則 第十六規則の規定を適用する。

第二十八規則 第十七規則の規定を適用する。

第二十九規則 第十八規則の規定を適用する。

第三十規則 第十九規則の規定を適用する。

第三十一規則 第二十規則の規定を適用する。

第三十二規則 第二十一規則の規定を適用する。

第三十三規則 第二十二規則の規定を適用する。

第三十四規則 第二十三規則の規定を適用する。

第三十五規則 第二十四規則の規定を適用する。

第三十六規則 第二十五規則の規定を適用する。

第三十七規則 第二十六規則の規定を適用する。

第三十八規則 第二十七規則の規定を適用する。

第三十九規則 第二十八規則の規定を適用する。

第四十規則 第二十九規則の規定を適用する。

第四十一規則 第三十規則の規定を適用する。

第四十二規則 第三十一規則の規定を適用する。

第四十三規則 第三十二規則の規定を適用する。

第四十四規則 第三十三規則の規定を適用する。

第四十五規則 第三十四規則の規定を適用する。

第四十六規則 第三十五規則の規定を適用する。

第四十七規則 第三十六規則の規定を適用する。

第四十八規則 第三十七規則の規定を適用する。

官 報 (号 外)

<p><b>第十一規則 墓場範囲の取扱</b></p> <p>条約附屬書一第十一規則の規定を適用する。</p> <p><b>第十二規則 池の仮想流出量</b></p> <p>条約附屬書一第十二規則の規定を適用する。</p> <p><b>第十四規則 貨物タンクの大きさ及び配管の制限</b></p> <p>条約附屬書一第十四規則の規定を適用する。</p>	<p><b>第十一規則 墓場範囲の取扱</b></p> <p>条約附屬書一第十一規則の規定を適用する。</p> <p><b>第十二規則 池の仮想流出量</b></p> <p>条約附屬書一第十二規則の規定を適用する。</p> <p><b>第十四規則 貨物タンクの大きさ及び配管の制限</b></p> <p>条約附屬書一第十四規則の規定を適用する。</p>
<p><b>1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する議定書</b></p> <p>政府の権限の下に、(1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する議定書)</p>	<p><b>国際油汚染防止</b></p>
<p><b>式名称</b></p>	<p>船舶番号又は信号符字</p>
<p><b>船舶の種類</b></p> <p>原油タンカー(注)</p> <p>精製油運搬船(注)</p> <p>原油・精製油運搬船(注)</p> <p>上記の議定書に基づき実施される条約附屬書 I 第 2 ダンカーを除く。(注)</p> <p>上記の船舶以外の船舶(注)</p> <p>注: 諸般のものを抹消すること。</p> <p>建造契約又は主要な改修の契約が結ばれた日</p> <p>キルが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造日</p> <p>引渡しが行われた日又は主要な改修が完了した日</p> <p>A 部 すべての船舶</p> <p>この船舶は、次のものを備えている。</p> <p>(総トン数 400 トン以上の船舶の場合)</p> <p>(a) 油水分離器(油分濃度を 1,000,000 分の 100 未満とする)</p> <p>(b) 油除去装置(油分濃度を 1,000,000 分の 100 未満とする)</p> <p>(総トン数 10,000 トン以上の船舶の場合)</p> <p>(c) 油排出監視制御装置(注)</p>	<p><b>1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する議定書</b></p> <p>政府の権限の下に、(1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する議定書)</p> <p><b>国際油汚染防止</b></p>

**第一二十二規則** 損傷範囲の仮定  
条約附屬書一第二十二規則の規定を適用する。

**第二十三規則** 油の仮想流出量  
条約附屬書一第二十三規則の規定を適用する。

**第二十四規則** 貨物タンクの大きさ及び  
配置の制限  
条約附屬書一第二十四規則の規定を適用する。

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書に基づいて、  
（国の正  
式名称）  
政府の権限の下に、  
（1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年  
の議定書により権限を与えられた者又は団体の名称）  
が発給する。

船名	船舶番号 又名	船籍	港	總噸數

原油タンカー(注)  
精製油運搬船(注)  
原油・精製油運搬船(注)  
上記の議定書に基づき実施される条約附屬書 I 第 2 規則(2)に規定する貨物区域を有する船舶(油  
タンカーを除く。)(注)  
上記の船舶以外の船舶(注)

上記の船舶以外の船舶(注)

建造契約又は主要な改修の契約が結ばれた日

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の運送設備に達した日又は主美濃以西が開始された日  
引渡しが行われた日又は主要な改造が完了した日  
部、すべての船舶

(総トン数400トン以上の船舶の場合)

(a) 油水分離器(油か濃度を1,000,000分の100未満とする性能を有するもの)(注)  
 (b) 油除去装置(油分濃度を1,000,000分の100未満とする性能を有するもの)(注)  
 (総トン数10,000トン以上の船舶の場合)  
 (c) 油排出監視制御装置(注)

昭和五十八年四月二十七日 参議院会議録第十二号 千九百七十三年  
めるの件外二件

第11十五規則 区画及び復原性 系約附属書一第二十五規則の規定を適用する。 付録一 油の表	
系約附属書一付録一の油の表を適用する。 付録三 証書の様式	
米約附属書一付録二の証書の様式を、次のように 改めた上で、適用する。	
船籍港	総トン数

(d) 油水分離器及び油除去装置(油分濃度を1,000,000分の15以下とする性能を有するもの)(注)  
注 該当しないものを抹消すること。  
上記の認定書に基づき実施される条約附屬書Ⅰ第2規則(2)及び(4)(a)の規定に基づき適用が除外されている要件の細目

**備考**  
現存船のための裏書き(注1)  
この船舶は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書の現存船に適用される要件に適合して設備を備えていることを証明する。(注2)

(正当に権限を与えられた職員の署名)  
日 場所

注1 この事項は、船舶に初めて発給する証書以外の証書には設けることを要しない。  
(必要に応じて、当局の印章)

**注2** 油水分離器、油排出監視制御装置、油除去装置又はスロップ・タンク設備が備えなければならない場合は、上記の認定書に基づき実施される条例附屬書I第13A規則(3)、第15規則(1)及び第16規則(4)に定められている。

B部 油ダンパー(注1)

船舶の積載容量  
(立方メートル)

この船舶は、次のとおり建造され及び設備を備えていること並びに次のとおり運航しなければならないことを証明する。

(a) 上記の認定書に基づき実施される条約附属書Ⅰ第24規則に定めるところにより建造することか

(b) 上記の議定書に基づき実施される柔軟附屬書Ⅰ第24規則に定めるところにより建造することか  
要求されており、かつ、同規則の規定と適合している。(注2)

(c) 上記の議定書に基づき実施される条約附属書I第24規則に定めるところにより建造することが要求されていない。(注2)

要求されていないが、同規則の規定に適合している。(注2)

(a) 上記の議定書に基づき実施される条約附属書第13E規則に定めるところにより建造することと要求されており、かつ、同規則の規定に適合している。(注2)  
(b) 上記の議定書に基づき実施される条約附属書第13E規則に定めるところにより建造することとが要求されていない。(注2)



その点において満足なものであること並びにこの船舶が同附屬書の関係要件に適合していること。

この証書は、  
までの効力を有する。

19...年...月...日...において発給した。

(証書の発給の場所)

中間検査

中間検査

この証書は、この船舶及びその状態が、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する  
1978年の認定書に基づき実施される条約附屬書I第4規則(II(c))の規定により要求される中間検査にお  
いて、同認定書の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

署名.....(正當に権限を与えたされた職員の署名)

署名.....(正當に応じて、当局の印章)

署名.....(正當に応じて、当局の印章)

署名.....(正當に応じて、当局の印章)

署名.....(正當に応じて、当局の印章)

署名.....(正當に応じて、当局の印章)

署名.....(正當に応じて、当局の印章)

署名.....(正當に応じて、当局の印章)

署名.....(正當に応じて、当局の印章)

別欄1 ハーネ・バラスト・タンクを用いて運航するタンカー用の油記録簿の運航の表

表(付)

本の運航は、  
年の認定書に基づく実施される条約附屬書I第4規則の規定によりクリーン・バラスト・タ  
ンクを用いて運航するタンカー用の油記録簿が添付してある。要求される他の情報は、油記録  
簿に記入する。

船名.....船舶番号又は信号符字.....立方メートル  
貨物積載容量.....立方メートル

クリーン・バラスト・タンクの容量.....立方メートル

次のタンクがクリーン・バラスト・タンクとして指定されている。  
タ タンク 積(立方メートル) 積(立方メートル)

注釈 この追補に記載する航海の期間は、油記録簿に記載する航海の期間と一致するものとする。

(A) クリーン・バラスト・タンクへのバラストの積込み

101	バラストを積み込んだタンクの識別記号			
102	クリーン・バラスト・タンクへの洗浄用 の水又は海水におけるバラストの積込みの日 及び積込み時ににおける船舶の位置			立方メートル
103	スロップ・タンクに通ずるボンブ及び管 の洗浄の日及び洗浄時における船舶の位置			立方メートル
104	クリーン・バラスト・タンクへの追加の バラストの積込みの日及び積込み時における 船舶の位置			立方メートル
105	(a)スロップ・タンクに通ずる管の弁、(b) 貨物タンクに通ずる管の弁、(c)クリーン・ バラスト・タンク装置に影響を及ぼすその 他の弁が閉鎖された日時及び閉鎖時における 船舶の位置			立方メートル
106	船内に積み込まれたクリーン・バラスト の量			立方メートル

署名者は、上記の事項のほか、クリーン・バラスト・タンクへのバラストの積込みの完了時において、すべての海水弁、貨物タンクと管との連結部及びタンクの間の連結部が確実に閉鎖されたことを  
証明する。

記載日.....担当職員.....船長.....

条約記録簿一式の記録簿の様式を、次の複数の模式を作成した上、適用する。

付録III 油記録簿の形式

昭和四十八年四月二十九日 本港近海港務課十一号 千九四七十九年の船舶による汚染の防止のための国際条約に附する千九四七十九年の認定書の発給及び開港料 川口市

18

(B) クリーン・バラストの排出

107	タンクの識別記号			
108	(a)受入施設への排出の開始の日時及び開始時における船舶の位置			
109	海洋への排出の終了の日時及び終了時ににおける船舶の位置			
110	(a)海洋又は(b)受入施設に排出された量			
111	バラスト水に油による汚染がないことを排出前に確認したか。			
112	排出中油分濃度計による排出の監視が行われたか。			
113	バラスト水の排出前又は排出中に油による汚染が認められたか。			
114	貨物の積込み後のポンプ及び管の洗浄の日及び洗浄時における船舶の位置			
115	(a)スロップ・タンクに通ずる管の弁、(b)バラスト・タンク装置に影響を及ぼすその他の弁が閉鎖された日時及び閉鎖時における船舶の位置			
116	量(スロップ・タンクに移し替えた汚濁水のこと。)スロップ・タンクの識別記号を表示すること。			

署名者は、上記の事項のほか、クリーン・バラストの排出の完了時において、すべての海水弁、船外排出弁、貨物タンクと管との連結部及びタンクの間の連結部が確実に閉鎖されたこと並びにクリーン・プラスチの操作のために指定されたポンプ及び管が適正に洗浄されたことを証明する。

記載日.....

船長

（港）  
（日）  
から  
（港）  
（日）  
までの航海

船舶番号又は信号符号

立方メートル

までの航海

注1 この追補に記載する航海の期間は、油記録等に記載する航海の期間と一致するものとする。  
原油洗浄を行う貨物タンクは、1978年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する操作及び設備の手引書に基づき実施される条約附屬書I第13B規則(6)(a)の規定により要求される操作原油洗浄又は水による洗浄の記入に際しては、タンクごとに別の欄を使用する。

貨物積載容量

（港）  
（日）  
から  
（港）  
（日）  
までの航海

立方メートル

までの航海

201	原油洗浄が行われた日及び港又は貨物を取り卸す2つの港の間で原油洗浄が行われた場合には原油洗浄時における船舶の位置			
202	洗浄したタンクの識別記号(注1)			
203	使用した洗浄機の数			
204	(a) 洗浄開始の日時 (b) 洗浄開始時におけるアレージ			
205	採用した洗浄方式(注2)			
206	洗浄管圧力			
207	(a) 洗浄の完了又は停止の日時 (b) 洗浄の完了時又は停止時におけるアレージ			
208	備考			

タングが操作及び設備の手引書に記載されている洗浄の手順(注3)に従つて洗浄され、完了時に空になつたことを確認した。

記載日.....

担当職員

（港）  
（日）  
から  
（港）  
（日）  
までの航海

立方メートル

までの航海

注1 操作及び設備の手引書に記載されているところにより、個々のタンクが同時に操作することのできないほど多くの洗浄機を有すると認められる場合には、原油洗浄を行なう部分(例えは、第2センター・タンク、前部)を示すものとする。

注2 操作及び設備の手引書に従つて、一段式の洗浄方式又は多段式の洗浄方式のいずれを採用したかを記載すること。多段式の洗浄方式を採用した場合には、段階ごとに洗浄機の働く垂直方向の角度及び回数を記入すること。

注3 操作及び設備の手引書に記載されている洗浄の手順によらない場合には、詳細を備考に記入すること。

船名.....

## (外)号(報)

## (B) 水によるタンク底の洗浄

209 水による洗浄が行われた日及び洗浄時に おける船舶の位置			
210 タンクの識別記号及び洗浄の日			
211 使用した水の量			
212 (a)受入施設への排出又は(b)スロップ・タ ンク(スロップ・タンクの識別記号を表示 すること。)への移替えのいずれを行った か。			

記載日.....

船

長

相当職員

附録II 特殊な運航に従事する油タンカー用の油記録簿の追補の様式(注)  
 注 1)の規範だ。一千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する一千九百七十八  
 年の議定書に基づき実施されたる条約附属書第一十一(C)規定により特殊な運航に従事する油  
 テンカー用の油記録簿に添付してあると、油記録簿の四、五、四及び三の代わりにこれを  
 よ。取扱いの他の標準だ。油記録簿に記入する。

船名.....

船舶番号又は信号符号

立方メートル

貨物積載容量

上記の議定書に基づき実施され  
る条約附属書第一十一(C)及び  
(3)の規定に適合するために必要  
となるプラスチック水の総量

から.....

(港)

までの航海

注記

この追補に記載する航海の期間は、油記録簿に記載する航海の期間と一致するものとする。

(A) バラストの積込み

301 バラストを積み込んだタンクの識別記号			
302 バラストの積込みの日及び積込み時にお ける船舶の位置			
303 積み込まれたバラストの総量(立方メー トルによる。)			
304 バラストの量の計算方法			
305 備考			
306 記載日及び担当職員の署名			
307 記載日及び船長の署名			

## (B) バラストの船内における移替え

308 移替えの理由			
309 記載日及び担当職員の署名			
310 記載日及び船長の署名			
311 バラストの受入施設への排出			
312 受入施設の名称			
313 排出されたバラストの総量(立方メート ルによる。)			
314 バラストの量の計算方法			
315 記載日及び担当職員の署名			
316 記載日及び船長の署名			
317 記載日並びに港湾当局の職員の署名及び 印章			

## 附録書II ごら積みの有害液体物質による

## 汚染の規制のための規則

条約附属書IIの規定を適用する。

## 附録書III 容器、貨物コンテナ、可搬式

タンク、道路用タンク車又は鐵

道用タンク車への収納の状態や

海上において運送される有害物

質による汚染の防止のための規

## 規則書

条約附属書IIIの規定を適用する。

## 附録書IV 船舶からの汚水による汚染の防

止のための規則

の規定を適用する。

## 附録書V 船舶からの廃物による汚染の防

止のための規則

の規定を適用する。

## 審査報告書

商船における最低基準に関する条約(第4回  
十七号)の締結について承認を求める件右は全会一致をもつて承認すべしものと確決  
た。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月二十六日

外務委員長 増田 盛

参議院議長 德永 正利殿

1. 委員会の決定の理由	
この条約は、商船における乗組員の安全、社 会保障、居住施設等に関する国際的な最低基準 を定めることにより船舶の安全を確保すると してあるものであつて、我が国がこの条約を締結 するならば、商船における最低基準の実現のた めの国際協力に寄与する観点から有意義である と考えられるので、妥当な措置と認めだ。	

一、費用  
別に費用を要しない。

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月十五日

参議院議長 德永 正利殿 福田 一  
衆議院議長 桑原 一

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるの件

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるの件

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるの件

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるの件

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるの件

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるの件

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）の締結について承認を求めるの件

この条約は、營利の目的で貨物若しくは旅客の運送に從事し又は他の商業的目的で使用されるすべての海上航行船舶（公有のものであるか私有のものであるかを問わない。）について適用する。

2 この条約の適用上、海上航行船舶に該当する船舶は、国内法令により定める。

3 この条約は、海上を航行する引き船について適用する。

4 この条約は、次の船舶については、適用しない。

(a) 主として帆を用いて推進される船舶（補助推進機関を備えているかいないかを問わない。）。

(b) 漁ろう、捕鯨又はこれらに類する業務に從事する船舶。

(c) 小型船舶並びに石油掘削船及び掘削用のプラットフォーム等の船舶で航行していないもの。この(c)の規定の適用を受ける船舶については、各國の権限のある機関が、最も代表的な船舶所有者団体及び船員団体との協議の上決定する。

5 この条約のいかなる規定も、附屬書に掲げる範囲を拡大するものとみなしてはならない。

この条約を批准する加盟国は、次のことを約束する。

(a) 自國の領域において登録される船舶に関する。

次の事項について定めた法令を制定すること及び附屬書に掲げる条約を実施する義務を負つてない場合には当該法令が附屬書に掲げる条約又は条約の条件と実質的に同等であることを確認すること。

(b) 次のことを確保すること。

(i) 自國の領域において登録された船舶への船員の雇入れに関する適切な手続及びこの

準未達船舶に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百七十六年の商船（最低基準）条約と称することができる。）を千九百七十六年十月二十九日に採択する。

第一条

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、

船内における労働条件及び居住施設。ただし、これらの条件及び施設が次のいずれかにより定められていると加盟国の認める場合を除く。

労働協約

有者及び船員をひとしく拘束するような方法で行う決定

権限のある裁判所が関係のある船舶所は監督を有効に行うこと。

(b) 次の事項に関し、自國の領域において登録される船舶について管轄権を有効行使し又は監督を有効に行うこと。

(i) 国内法令の定める安全基準（乗組員の能力、労働時間及び配乗に関する基準）を含む。

(ii) 国内法令の定める社会保障措置

(iii) 国内法令の定める船内における労働条件及び居住施設又は関係のある船舶所有者及び船員をひとしく拘束するような方法で権限のある裁判所の定める船内における労働条件及び居住施設

(iv) その他の船内における労働条件及び居住施設について加盟国が有効な管轄権を有しないときは、船舶所有者又は船舶所有者団体と千九百四十八年の結社の自由及び団結確保保護条約及び千九百四十九年の國結権及び団体交渉権条約の実体規定により設立される船員団体との間で有効な監督のための措置が合意されていることを確認すること。

(v) 千九百七十年の職業訓練（船員）勧告に妥当な考慮を払い、自國の領域において登録された船員に雇入れられる船員が、その任務を遂行するのに適当な資格を有し又はそのための適切な訓練を受けていることを確保すること。

(vi) 千九百七十年の職業訓練（船員）勧告に妥当な考慮を払い、自國の領域において登録された船員に雇入れられる船員が、自國の批准した現行の国際労働条約、(a)に該当する法令及び、国内法に照らし適当と認められる場合には、労働協約に適合していることを検査その他の適当な方法によつて確認すること。

(vii) 自國の領域において登録された船舶が、重大な海難、特に負傷又は死亡を伴う重大な海難について公式の調査を行うこと。特別の場合を除き、この調査の最終報告は公表される。

(viii) 自國の領域において登録された船舶に係る重大的な海難、特に負傷又は死亡を伴う重大な海難について公式の調査を行うこと。特別の場合を除き、この調査の最終報告は公表され

る。

第三条

この条約を批准した加盟国は、この条約を批准していなかった國がこの条約の定める基準と同等の基

準を適用していると認められるまでの間、当該批准していない国において登録された船舶への船員の雇入れから生ずるおそれのある問題につき、実行可能な限り自国民に周知させる。この条約を批准した国によりてとられるこのような措置は、関係する両国が締約国である条約に定める労働者の移動の自由の原則に抵触するものであつてはならない。

第四条

- 1 この条約を批准した加盟国は、この条約の効力発生の後、予定の航路に従い又は運航上の理由により自國の港に寄港した船舶がこの条約の基準に適合していないことにつき苦情を受け又は証拠を得たときは、当該船舶の登録された國の政府に報告書を送付すること及びその写しを國際労働事務局長に送付することができるものとし、また、安全又は健康にとつて明らかに危險な船内における条件を是正するための必要な措置をとることができる。

2 加盟国は、1に規定する措置をとるに当たつては、直ちに船舶の旗國の最寄りの海事当局の又は領事上若しくは外交上の代表者に通告するものとし、可能なときは、当該代表者を立ち会わせる。1に規定する措置をとる加盟国は、当該船舶を不當に扣留し又はその出航を不當に遅延させではならない。

3 この条の規定の適用上、「苦情」とは、乗組員、職業団体、協会、労働組合その他一般に船舶の安全について利害関係（乗組員の安全又は健康に対する危険についての利害関係を含む。）を有する者から提供された情報をいう。

第五条

1 この条約は、次の要件を満たしている加盟国による批准のために開放しておく。

(a) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約又はこれらとの条約の改正条約の締約国であること。

3                    2                    1                    3

- 大正五年十一月廿二日  
新潟縣立第一中學校  
教諭

第六条

- 本約は、十以上の  
室の合計が総トン  
二パーセントに相  
のの批准が登録  
後は、この条約は  
その批准が登録  
を生ずる。  
を生ずる。



1

- は、この条約の範囲とし、その改定を検討する問題である。正に議論する問題である。

理窟

- 約の全部又は一部を締結する場合には、その全部を報告する。この条約の全部を締結する場合に、その改正条約の全部を報告する。この条約の全部を締結する場合には、その全部を報告する。この条約の全部を締結する場合には、その全部を報告する。

六

- 会に提出する  
は一部の改  
えることの  
改正する条  
准は、その  
、第七条の  
約の即時の  
約(第  
一千九百  
年一月一  
日午後三  
時半)に  
終了す  
ては、いか  
内容で引き  
国で1の改  
条約の開放  
ひとしく止

1

- 百四十六年の食糧  
八十八号) (第五条及  
百三十六年の職員  
三条及び第四条)  
百二十六年の海員  
百四十八年の結社  
八十七号)  
百四十九年の団  
(一八号)  
千九百三十六年  
準を厳格に遵守す  
度又は資格証明制  
ついては、これと  
質的同等の原則を  
立された措置とせ  
は、国際労働機関  
れて一千九百七十九  
れたその第六十二  
た条約の真正な土

- び司厨(船舶乗組員)条  
技免状条約(第五十三  
雇入契約条約(第二十  
還条約(第二十三号)  
自由及び団結権保護条  
権及び団体交渉権条約  
員海技免状条約の関係  
ことが確立された免許  
を害することとなる國  
制度に関する當該國の  
することのないようによ  
用するものとする。  
総会が、ジユネーヴで  
十月二十九日に閉会を  
会期において、正当に  
である。

第八卷

附錄書

千九百七十三年の最低年齢条約（第二百三十八号）、千九百三十六年の最低年齢（海上）改正条約（第五十八号）又は千九百二十年の最低年齢（海上）条約（第七号）

千九百三十六年の船舶所有者責任（傷病海員）条約（第五十五号）、千九百三十六年の傷病保険（海上）条約（第五十六号）又は千九百六十九年の医療上

1  
国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廢棄の登録をすべての加盟国に通報する。

2  
国際労働事務局長は、第六条2に定める条件が満たされたときは、この条約が効力を生ずる日につき国際労働機関の加盟国の注意を喚起する。

(b) 千九百六十六年の満蒙喫水線に関する国際  
条約又は同条約の改正条約の締約国であるこ  
と。  
(c) 千九百六十年の海上における衝突の予防の  
ための国際規則、千九百七十二年の海上にお  
ける衝突の予防のための国際規則に関する条  
約又はこれらの国際文書の改正条約の締約国  
又は実施国であること。  
この条約は、また、1に定める批准のための

第二回



め、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域において、次の規定に基づき措置をとる。

(1) この議定書の規定に従い、ますの漁獲を行つて、一方の締約国の漁船に、他方の締約国の正當に権限を有する公務員は、この議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することができる。当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、前記の公務員は、その所屬する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならない。

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてゐるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つていたと信するに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、

その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することができる。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所屬する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所でその漁船又は乗組員をその所屬する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならない。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けることができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができる。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所屬する締約国が当局のみが、この3に関連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対する刑を科する管轄権を有する。違反を証明する調査及び証拠は、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならない。

(4) この議定書の規定に従い、ますの漁獲を行つて、一方の締約国の政府は、他の締約国の正當に権限を有する公務員が、この議定書の規定を実施する目的をもつて、裝備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することができる。当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、前記の公務員は、その所屬する締約国の権限のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならない。

4 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならぬ。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十三年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十三年四月二十二日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
小和田 恒

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために  
V・カーメンツェフ

○増田盛君 登壇 拍手  
○副議長(秋山長造君) 日程第四 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長坂野重信君。

止及び規制の増進を図るため、現在未発効の一九七三年の海洋汚染防止条約を所要の修正及び追加をした上で実施することを定めたものであります。

なお、わが国は、油汚染の防止のための規則等を行つて実施するため、所要の留保を付することとされています。

次に、商船における最低基準に関する条約は、商船における乗組員の安全、社会保障、居住施設等に関する国際的な最低基準を定めることにより船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む)の実施について当該公務員に協力するように、適当な措置をとる。

最後に、北西太平洋における一九八三年の日本国とのさけ・ますの漁獲に関する議定書は、日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年のわが国のサケ・マスの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、違反に対する取り締まりの手続等を定めたものでありまして、ソ連の距岸二百海里外の水域における本年の漁獲量は、昨年と同様、四万二千五百トンとなつております。

委員会におきましては、北洋サケ・マス漁業の長期安定化の問題、放射性廃棄物等による海洋汚染の問題、基準未達の外国船が入港した場合の措置等につき質疑が行わされました。詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るため、農林水産省の本省の附属機関として農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を設置し、これに伴い農業技術研究所及び植物ウイルス研究所を廃止しようとするとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 一、費用

本法律施行に要する経費として、約十三億六千九百万円が昭和五十八年度一般会計予算に計上されている。

#### 附帯決議

政府は、今後農業関係試験研究を一層推進するため、先の衆参両議院における「食糧自給力の強化に関する決議」の趣旨を踏まえ、次の兩事項について特に留意の上善処すべきである。

一、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所の発足を契機に基礎研究を一層充実すること。

に決しました。

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

まず、一九七三年の海洋汚染防止条約に関する千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求

一、時代の要請にこたえた試験研究体制の整備、研究条件の改善を図るとともに、開かれた研究機関として農業の振興及び農業者の要請にこたえるよう努めること。

右決議する。

**農林水産省設置法の一部を改正する法律案**  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月十九日

衆議院議長 福田

参議院議長 徳永 正利殿

**農林水産省設置法の一部を改正する法律案**  
農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「農業技術研究所」を「農業生

物資源研究所」に改め、「植物ウイルス研究所」を

物資源研究所に改め、「植物ウイルス研究所」を

削る。

第十八条の二を次のように改める。

(農業生物資源研究所)

第十八条の二 農業生物資源研究所は、次に掲げる事項を行う機関とする。

一 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的調査研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

二 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究

2 前項に規定するもののはか、農林水産大臣は、農業生物資源研究所に、その施設の効率的な利用を図るために、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行わせることができる。

3 農林水産大臣は、農業生物資源研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業生物資源研

究所の支所を設けることができる。  
研究所の支所の名称、位置及び内部組織並びに支所の名稱、位置及び内部組織については、農林水産省令で定める。

第十八条の八を第十八条の九とし、第十八条の三から第十八条の七までを一条ずつ繰り下げる。第十八条の二の一次に次の二条を加える。

(農業環境技術研究所)  
第十八条の三 農業環境技術研究所は、農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行う機関とする。

2 農林水産大臣は、農業環境技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業環境技術研究所の支所を設けることができる。

3 農業環境技術研究所の位置及び内部組織並びに支所の名稱、位置及び内部組織については、農林水産省令で定める。

第二十二条の四を削り、第二十二条の五を第二十一条の四とする。

この法律は、昭和五十八年十二月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和五十八年十二月一日から施行する。

○坂野重信君登壇 拍手

○坂野重信君 ただいま議題となりました農林水

産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、わが国農業をめぐる諸情勢の変化と昨今のバイオテクノロジーを初めとする革新的

技術開発手法の進展に対応して、農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るために、

農林水産省の本省の附属機関として農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を設置し、これに伴い農業技術研究所及び植物ウイルス研究所を廢止しようとするものであります。

委員会におきましては、新設される研究機関の研究内容及びその成果、臨調答申と新研究機関設置との関連、バイオテクノロジーの研究方

向、植物ウイルス研究所の廃止と研究者の配置転換、米の需給等当面する農林水産政策等について御承知願いたいと存じます。  
質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民会議・民社党・国民連合及び無党派クラブの共同提案に係る新研究所発足を契機に留意すべき事項等二項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。  
〔賛成者起立〕  
○副議長(秋山長造君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○副議長(秋山長造君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○副議長(秋山長造君) 以上三案を括して議題をいたします。

まことに、委員長の報告を求めます。商工委員長 井久興君。

する法律  
特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法  
律第四十四号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

特定産業構造改善臨時措置法

目次中「特定不況産業の設備の処理等」を「特定  
産業の構造改善」と、「特定不況産業信用基金」を  
「特定産業信用基金」に改める。

第一条中「特定不況産業」を「特定産業」、 「安  
定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月二十四日

参議院議長 徳永 正利殿

衆議院議長 福田 一

労働者をも含めた雇用の安定、労働条件の維持、改善に最大限の考慮を払い、地域経済の振興に寄与するものであるよう配慮すること。

四、設備の処理に当たつては、業種の実情に応じ、機械的一律的廃棄を避けるなど、適切な実施に努めること。

五、事業提携に関する実施大綱の作成及び計画承認の運用に当たつては、独占禁止法及び本法の趣旨を逸脱しないよう、当該特定産業を取り巻く経済環境、その競争実態、構造改善の必要性等に照らし、厳正かつ適確に行うこと。

なお、事業提携計画の申請に際しては、当該事業者が関係労働組合と十分所要の話し合いを行ふよう指導すること。

の処理」の下に「及び生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化」を加え、「における不況の克服と経営の安定を図り」を「の構造改善を推進し」に改める。

に改め、同項第三号中「第一号の設備の処理」を「第二号の設備の処理又は前号イの事業提携」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第五条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改める。第六条第一号中「安定基本計画」を「構造改善基

中「第一項第五号」を「第一項第八号」に、「この法の施行の日から起算して一年を経過する日後」を「昭和六十一年一月一日以後」に改める。

〔第二章 特定不況産業の設備の処理等〕を「第二章 特定産業の構造改善」に改める。

第三条の見出しを「構造改善基本計画」に改め、同条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「不況の克服と経営の安定」を「構造改善」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、同条第二項中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改める。

同条第四項中「第二項第一号」を「第二項第二号」に改め、同条第五項中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に、「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同条第六項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同条第七項及び第八項中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改める。

第四条中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に、「生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化」を加える。

限を「」を加え「第三十九条第二項第一号に付して同じ。」を削り、「を行ふことにより」及び生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化を行うことにより構造改善を推進して」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 合金鉄製造業

六 洋紙製造業及び板紙製造業

七 石油化学工業

第一号として次の二号を加える。

ハ 新商品又は新技術の開発に関する事項

投資に関する事項

ロ 原材料若しくはエネルギーの消費の節減若しくは転換その他原材料若しくはエネルギーの費用の低減に資する設備投資又は製品の性能若しくは品質の向上のための設備投資に関する事項

第一条第四項中「第一項第五号」を「第一項第八号」に改め、同条第五項中「第四号」を「第七号」に、「同項第八号」と「同項第八号」に改め、同条第六項本件面に、「特定不況產業」を「特定產業」に改め、同項第八号

の処理」の下に「及び生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化」を加え、「における不況の克服と経営の安定を図り」を「の構造改善を推進し」に改める。  
第二条の見出しを「特定産業」に改め、同条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同項第一号中「平炉又は」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

### 三 化学繊維製造業

#### 四 化学肥料製造業

第二条第一項第五号中「過剰」を「過剰となる」とともにその業種に属する事業者の相当部分の生産若しくは経営の規模又は生産の方式が著しく不适当に改め、「認められる業種」の下に「(その業種に属する事業者の製造する物品の生産費の相当部分を原材料及びエネルギーの費用が占めるものに

一項中「特定不況産業」に改め、同条第一号とし、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

#### 四 生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化に必要な次に掲げる事項

##### イ 生産、販売、購入、保管若しくは運送の共同化

生産品種の専門化又は合併若しくは生産の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これに準ずる行為(以下「事業提携」と総称する)の方式及び実施方法

事業提携に伴い必要となる設備投資その他の事業提携に関する事項(主務大臣があらかじめ広く当該特定産業に属する事業者の意見を聴いて事業提携の実施の大綱を作成する場合には、当該実施の大綱を含

主務大臣は、第一項の申請の申請があつた場合において、その事業提携計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 構造改善基本計画に定める目標年度における構造改善の目標を達成するために特に必要なものであり、かつ、構造改善基本計画に定める事業提携に関する事項に照らし適切なものであること。

二 当該事業提携計画に係る提携事業者と他の事業者との間の適正な競争が確保されること等により、当該特定産業における構造改善が促進されるものであること。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

四 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

(事業提携計画の変更等)

第八条の三 前条第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る事業提携計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の承認をした事業提携計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)が同条第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるとときは、当該事業者に対して、当該事業提携計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならぬ。

3 前条第三項の規定は、第二項の承認に準用する。第九条中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に「生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化」を加え、同条に次に次の二条を加える。

(課税の特例)

第九条の二 特定産業に属する事業者が当該特定産業に関する構造改善基本計画に定めるところに従つた設備の処理(廃棄によるものに限る。以下この項において同じ。)を行つた場合において、当該設備の処理を行つた事業者について当該設備により欠損金を生じたときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

2 第八条の二第一項の承認(第八条の三第一項の規定による変更の承認を含む。以下この章において同じ。)を受けた事業者、当該承認に係る出合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は

登録免許税を軽減する。

3 前項に規定する事業者又は法人については、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)で定めるところにより、不動産取得税について必要な措置を講ずる。

4 特定産業に属する事業者(事業の転換により当該特定産業に属さなくなつたものを含む。)が同条に規定する事業者又は法人については、第八条の二第一項の承認に係る事業提携計画を含む。)に定めるところに従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置その他の減価償却資産については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

5 前条第一項及び第二項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に「事業提携」を加える。

第六条第一項及び第二項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に「事業提携」を加える。

第七条第一項及び第二項中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第八条第一項及び第二項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第九条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十三条第一項中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十四条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十五条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十六条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十七条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十八条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十九条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十一条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十二条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十三条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十四条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十五条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十六条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十七条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十八条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第二十九条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第三十条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第三十一条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第三十二条第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

述べた事業提携計画であつて主務大臣が第八条の二第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する事実があると想料するときは、その旨を主務大臣に通知するものとする。

第五十六条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第五十七条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第五十八条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第五十九条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十一条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十二条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十三条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十四条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十五条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十六条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十七条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十八条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第六十九条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十一条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十二条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十三条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十四条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十五条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十六条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十七条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十八条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第七十九条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第八十条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第八十一条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第八十二条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第八十三条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第八十四条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

める。

第五十六条第一項中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に「事業提携」を加える。

第五十七条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善臨時措置法」に改める。

第五十八条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第五十九条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十一条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十二条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十三条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十四条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十五条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十六条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十七条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十八条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第六十九条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十一条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十二条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十三条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十四条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十五条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十六条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十七条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十八条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第七十九条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第八十条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第八十一条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第八十二条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第八十三条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

第八十四条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、「構造改善法」に改める。

三五六

なす。

この法律の施行前に旧法の規定によりされた処分、手続その他の行為でこの法律の施行の際実施されている共同行為に係るもの（継続特定産業に係るものに限る）は、昭和五十八年六月三十日までは、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

この法律の施行の際旧法第二条第一項に規定する特定不況産業であるもので継続特定産業以外のものについては、昭和五十八年六月三十日までは、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際その名称中に特定産業信用基金という文字を用いている者については、新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

附則第十一條の四に次の二項を加える。

11 道府県は、特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第一条第一項に規定する特定産業に属する事業のうち政令で定める事業を営む者が同法第八条の二第一項の承認（同法第八条の三第一項の規定による変更の承認を含む。以下同じ。）に係る事業の譲渡（当該出資又は当該譲渡に係る同法第八条の二第一項の承認（以下単に「承認」という。）が特定不況産業安定臨時措置法の一項の定めるところに従つて現物出資又は

部を改正する法律（昭和五十八年法律第二号）の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間にされたものに限る。）をした場合において、当該出資又は当該譲渡を受けた者が当該出資又は当該譲渡に係る不動産（政令で定めるものに限る。）を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該事業提携計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対し課する不動産取得税については、当該取得が承認の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

第七十三条の二十五から第七十三条の二十までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対する課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十一第一項中「土地の取得」とあるのは「附則第十一條の四第十一項に規定する不動産（以下「不動産」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十七第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十一項」と、第七十三

は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(関税暫定措置法の一部改正)

第七条 關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の四中「特定不況産業安定臨時措置法」を「特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十八年法律第二号）」による改正前の特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第二号）による改正前

の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

和五十三年法律第四十四号）と相まって」を削除する。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中特定不況産業信用基金の項を削り、特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定産業信用基金  
時指置法（昭和五十四年法律第四十号）

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中特定不況産業信用基金の項を削り、特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定産業信用基金  
時指置法（昭和五十四年法律第四十号）

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中特定不況産業信用基金の項を削り、特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定産業信用基金  
時指置法（昭和五十四年法律第四十号）

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第三十九条第一項の一部を次のように改めることとする。

第一号（業務）の業務に関する文書の項を次のよう改める。

特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第三十九条第一項第一号の業務に関する文書

特定産業信用基金

特定船舶製造業安定事業協会法の一部改正

第十二条 特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

和五十三年法律第四十四号）と相まって」を削除する。

第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第一号とする。

和五十三年法律第四十四号）と相まって」を削除する。

第十二条 大蔵省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十二条 大蔵省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第十二条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

審査報告書

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月二十六日

要領書

参議院議長

徳永 正利殿

商工委員長 龍井 久興

本法律案は、昭和五十三年十一月以降施行さ

れでいる特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正し、現行法が廃止するものとされると期限を昭和六十三年六月三十日まで五年間延長すること、題名等を改めること、新たに特定地域の中小企業者の振興を図るための対策を講ずること等を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

進する」に改める。

第一二条第二項中「特定不況業種」を「特定業種」として改め、同項第三項中「特定不況地域」を「特定地域」として改め、同項第一号中「特定不況業種」を「特定業種」として改め、同項第四項中「図るため」を「図る等のため」に改め、「ため」に改める。

二 前項の実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新分野開拓事業等の目標

三 新分野開拓事業等の内容及び実施時期

第六条の見出し中「による特定不況地域関係保証」を削り、同条第一項中「特定不況地域関係保証」を「特定地域関係保証」に、「第二条第一項第五号に掲げる者（認定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。）を「認定組合等」に、「特定不況地域

費用

昭和五十八年度一般会計予算に特定不況地域振興対策費として二億八千四百万円が計上されている。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案

參議院議長 德永 正利殿 衆議院議長

## 特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案

特定不況地域中小企業対策臨時措置法（昭和五  
十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正す  
る。  
部を改正する法律

**題名**を次のように改める。  
特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法  
第一条中「の経営の安定を図る」を「について経  
営の安定を図り、及び事業の新分野の開拓等を促

二 認定中小企業者うち第二条第一項第五号に掲げる者であるもの（以下「認定組合」という。）その者又はその直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）である認定中小企業者

4 前三項に規定するもののほか、第一項の承認及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

の場合において、同法第三条第四項、第三条の四第一項及び第三条の五第一項中「第三条の七第二項」とあるのは「第三条の七第二項（特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第六条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第三条の大第一項中「次条第二項」とあるのは「次条第二項（特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第六条第五項の規定に

三 第二条第一項第五号に掲げる者であるもの（認定組合を除く。）のうちその構成員の三分の一以上が認定中小企業者であるもの（以下「特定組合」という。）その構成員である認定

計画に従つて新分野開拓事業等を実施するのに必要な資金」を加える。

より読み替えて適用する場合を含む。」と、同法第三条の七第一項中「三千万円」とあるのは「五千万円」(次項に規定する設備の近代化又は中小企業構造の高度化のため必要な資金(以下「特

「定近代化資金」という。)に係る債務の保証に係る保険関係については、「三千万円」と、「五千万円」とあるのは「一億円(特定近代化資金に係る債務の保証に係る保険関係については、五千万円)」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」)と、「高度化」とあるのは「高度化又は特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画に係る新分野開拓事業等の実施」とする。

第七条を次のように改める。

(試験研究費に充てるための負担金等についての課税の特例)

第七条 認定組合等が、第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究の実施に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員たる中小企業者がその負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、その負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定組合等が第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画に係る新分野開拓事業等を円滑に実施することを助長するため、当該新分野開拓事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税及び当該新分野開拓事業等の用に供する施設に係る事業所税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第八条の前段の見出し、同条及び第九条中「特定不況地域」を「特定地域」に改める。

第十一条中「の経営の安定」を「についての経営の安定、事業の新分野の開拓等」に、「特定不況地域」を「特定地域」に改める。

第二条 認定組合等が第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員に対し新分野開拓事業等に必要な試験研究費に充てるための負担金を納付した場合において、その構成員がその負担金を納付したときは、租税特別措置法の定めるところにより、その負担金について試験研究費の額が増加した場合の課税の特例の適用があるものとする。

3 認定組合等が、第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対して賦課した負担金の全部又は一部をもつて、当該実施計画で定める新商品又は新技術の研究開発に関する試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法の定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

4 認定組合等が第三条の二第一項の承認を受けた同項の実施計画に係る新分野開拓事業等を円滑に実施することを助長するため、当該新分野開拓事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税及び当該新分野開拓事業等の用に供する施設に係る事業所税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第五条 第十二条の二第一項第四号に規定する認定組合等の用に供する土地に係る特別土地保有税及び地方税法の一部改正の規定による承認を受けた同一の税を科する。

附則第二項中「昭和五十八年六月三十日」を「昭和六十三年六月三十日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(産地中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第二条 産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条第四項中」を「第三条第四項、第三条の四第一項及び第三条の五第一項中」とする。

第三条の四第一項中「第三条の七第二項」とあるのは「第三条の七第二項(産地中小企業対策臨時措置法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と「第三条の六第一項中「次条第二項」とあるのは「次条第二項(産地中小企業対策臨時措置法第六条の規定により読み替えた場合を含む。)」と「第三項を「附則第三十二条の三第三項から第五項まで」に改め、「附則第三十二条の三第一項の下に「若しくは第二項」を加え、附則第三十二

第十三条 都道府県知事は、第三条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。(罰則)

第十四条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

附則第二項中「昭和五十八年六月三十日」を「昭和六十三年六月三十日」に改める。

附則

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)第三条の二第一項第四号に規定する認定組合等が同条第一項の規定による承認を受けた同一の税を科する。

第六条中「第三条第四項中」を「第三条第四項、第三条の四第一項及び第三条の五第一項中」とする。

第三条の四第一項中「第三条の七第二項」とあるのは「第三条の七第二項(産地中小企業対策臨時措置法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と「第三条の六第一項中「次条第二項」とあるのは「次条第二項(産地中小企業対策臨時措置法第六条の規定により読み替えた場合を含む。)」と「第三項を「附則第三十二条の三第三項から第五項まで」に改め、「附則第三十二条の三第一項の下に「若しくは第二項」を加え、附則第三十二

同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 指定都市等は、事業所用家屋で特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三条の二第二項の規定による承認を受けた同項の実施計画に係る新分野開拓事業等の用に供する第二項の政令で定める施設に係るもの的新築又は増築で当該新分野開拓事業等を実施する認定組合等が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第二号)の施行の日から昭和六十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課すことのできない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の二第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

附則第三十二条の二第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

同条第一項の規定にかかるものに係る新分野開拓事業等の用に供する第二項の政令で定める施設に係るもの的新築又は増築で当該新分野開拓事業等を実施する認定組合等が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第二号)の施行の日から昭和六十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課すことのできない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の二第一項中「次項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定都市等は、特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三条の二第二項第四号に規定する認定組合等(第五項において「認定組合等」という。)が同条第一項の規定による承認を受けた同項の実施計画に従つて実施する同項の新分野開拓事業等(第五項において「新分野開拓事業等」という。)の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所床面積及び從業者給与総額に対しては、昭和六十三年六月三十日までに終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわら

ず、事業に係る事業所税を課すことができない。この場合においては、第七百一条の三

とするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附則第三十二条の二第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

右決議する。

高度技術工業集積地域開発促進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年四月十九日

参議院議長 福田 一

衆議院議長 緑水 正利殿

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について努力すべきである。

一、開発計画の実施には、相当の財政負担を要することにかんがみ、開発計画の策定に当たつては、地方財政に過重な負担を生ずることのないよう十分指導すること。

二、開発事業の円滑かつ効率的な運用を図るために、関係行政機関の緊密な連絡体制を確立すること。

三、開発指針の策定に当たつては、地域の工業の現状に十分配慮するとともに、都道府県の作成する開発計画については、関係市町村の意見が十分尊重されるよう指導すること。

四、開発計画の作成及び開発事業の実施に当たつては、自然環境の保全、地盤高騰の防止、用地確保における農業政策上の要請等について適切な配慮を払うよう指導・助言すること。

五、技術先端産業の導入・育成に当たつては、地域経済の振興に資するよう配慮するとともに、地域における雇用創出及び労働条件の向上について十分な指導を行うこと。

六、開発事業推進の中核的機構の組織・運営については、各地域の創意、工夫が十分いかされること。

（定義）

第一条 この法律において「高度技術に立脚した工業開発」とは、次に掲げる措置を講ずることにより進められる工業の開発をいう。

一、立地している企業について次のイ又はロに該当する企業への成長を図る措置

イ 技術革新の進展に即応した高度な工業技術（以下「高度技術」という。）の開発を行う

企業

ロ 高度技術を製品の開発又は生産に利用す

る企業

二、高度技術の開発を行う企業の立地の促進を

## 図る措置

## (地域)

第三条 この法律による高度技術に立脚した工業開発を促進する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

一 工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること。

二 自然的経済的社会的条件からみて一体として高度技術に立脚した工業開発を図ることが相当と認められる地域であること。

三 その地域に高度技術の開発を行い、又はこれを製品の開発若しくは生産に利用する企業に成長する可能性のある企業が相当数存在すること。

四 工業用地、工業用水及び住宅用地の確保が容易であること。

五 その地域又はその近傍に政令で定める要件を備えた都市が存在すること。

六 その地域又はその近傍に高度技術に係る教育及び研究を行う大学が存在すること。

七 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設の利用が容易であること。

(開発指針)

第四条 通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣及び国土長官(以下「主務大臣」という。)は、前条に規定する地域についての高度技術に立脚した工業開発に関する指針(以下「開発指針」といふ)を定めなければならない。

2 開発指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 高度技術に立脚した工業開発を行おうとする地域

一 高度技術に立脚した工業開発を行おうとする地域の設定に関する事項
二 高度技術に立脚した工業開発の目標の設定に関する事項
三 前号の目標を達成するために必要な事業に関する事項
四 環境の保全についての配慮に関する事項その他高度技術に立脚した工業開発に関する重要な事項
五 その他高度技術に立脚した工業開発に関する重要な事項

高度技術に立脚した工業開発に必要な業務であることを。

あつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

イ 工業用地

ロ 工業用水道

ハ 住宅及び住宅用地

(開発計画の変更)

第六条 都道府県は、前条第五項の規定による承認を受けた開発計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

五 前号イからニまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に関する事項

六 その他高度技術に立脚した工業開発に必要な事項

三 都道府県は、開発計画を作成しようとするときには、関係市町村に協議しなければならない。

四 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る開発計画につき自治大臣の意見を聽かなければならぬ。

五 主務大臣は、開発計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その開発計画に係る地域が第三条各号に掲げる要件に該当し、かつ、開発指針に適合するものであること。

二 第二項第一号から第六号までに掲げる事項にあつては、開発指針に適合するものであること。

三 その開発計画に係る工業開発が当該地域の周辺の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすものであること。

四 その他開発指針に照らして適切なものであることを。

6 主務大臣は、開発計画につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県は、開発計画が第五項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(負担金についての損金算入の特例)

第七条 第五条第二項第三号に規定する者(その者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十一条の規定により設立された法人である場合に限る。)が行う同項第三号に規定する業務であつて第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

8 主務大臣は、開発計画につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

9 都道府県は、開発計画が第五項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六条第二項の規定により、政令で定める地方公共団体が、製造の事業を営む者であつて第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画に係る地域において高度技術の利用による製品の開発若しくは生産に係る試験研究又は高
二 開発計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第六号までに掲げる事項の大綱について定めるものとする。
三 第二項第一号から第六号までに掲げる事項にあつては、開発指針に適合するものであること。
四 その他開発指針に照らして適切なものであることを。

度技術に係る改良、考案若しくは発明に係る試験研究の用に供する設備を新設し、又は増設したものについて、当該設備のうち自治省令で定める機械その他の償却資産に該当するものに対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法

(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該財政収入額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

## (国への援助等)

## 官報(号外)

第九条 国及び地方公共団体は、第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画の達成に資するため、必要な施設の整備に努め、及び当該開発計画の実施に必要な事業を行ふ者等に対する技術的な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

## 2

地方公共団体が第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(農地法等の許可)

第十条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画に係る地域内の土地を当該開発計画で定めるため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による開発計画で定める高度技術に立脚した工業開発が許可その他の処分を求められたときは、当該開発計画で定める高度技術に立脚した工業開発が促進されるよう配慮するものとする。

## 附 則

## (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号の三を同条第一号の四とし、同条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の二 高度技術工業集積地域開発促進法

(昭和五十八年法律第一号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項中「第一号の三」を「第一号の四」と改める。

第九条の二中「同条第一号の三」を「同条第一号の四」に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

3 土地庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一十一号の次に次の一号を加える。

二十一の一 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第一号)の施行に

関する事務を処理すること。

第五条第七項中「同条第二十二号」を「同条第二十一号の二に規定する事務、同条第二十二号」に改める。

〔亀井久興君登壇、拍手〕

○亀井久興君 ただいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案は、アルミニウム精練業、石油化学工業等の基礎素材産業をめぐる最近の厳しい経済情勢にかんがみ、その直面する構造的な問題を解決し、構造改革を図るため、現行法の廃止期限を昭和六十三年六月三十日まで五年間延長するとともに、題名を改め、従来の設備処理等に関する措置に加えて、新たに、事業提携、原材料・エネルギーコストの低減のための設備投資等の措置を計画的に講じようとするものであります。

次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案は、構造不況業種に対する依存度の大きい特定地域において、多数の中小企業の経営がなお不安定であることにかんがみ、現行法の廃止期限を昭和六十三年六月三十日まで五年間延長するとともに、題名を改め、新たに、特定地域の中小企業の振興を図るためにの対策を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法案を一括して質疑を行い、人の参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を進めました。質疑で取り上げられた主な点は、現行法施行後五年間の経過と実績の評価、不況業種における設備処理の状況、雇用

や関連中小企業、地域経済等にもたらす影響と対策、設備処理カルテルの進め方とアウトサイダー対策、事業提携計画の承認と租占禁止法上の判断基準、産業調整政策と競争政策との関係、基礎素産業の将来展望、中小企業の新分野開拓事業等実施計画の進め方等の諸点でありますが、詳細は会議録に譲ります。

両案に対する質疑を終わりましたところ、日本社会党を代表して吉田理事より、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、雇用安定のための措置を一層明確にすること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、同法案の討論に入りましたところ、日本社会党阿良根委員より修正案賛成、原案反対、自由民主党・自国民議院議員より修正案反対、原案賛成、日本共産党市川理事より修正案に棄権、原案反対、公明党・国民議院議員より修正案反対、原案賛成、民社党・国民連合井上委員より修正案反対、原案賛成の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、吉田理事提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しては、構造改善は事業者の自助努力を前提として進めること等五項目の附帯決議が行われました。

次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、高度技術工業集積地域開発促進法案は、

通常テクノポリス法案と呼ばれているものであります。まして、三大都市圏以外の特定地域において、高度の技術力を持つ工業の効率的な開発を促進し、地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展を図るため、開発指針、開発計画の樹立等の措置を定めるとともに、開発計画の実施を促進するため必要な税制その他の助成措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、均衡ある経済発展の理念と対象地域設定の進め方、先端技術産業等の地方進出の可能性等の諸点について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より本法案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、開発計画の実施に当たり地方の財政負担に配慮すること等六項目の附帯決議が行われました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたしま

す。  
まず、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、高度技術工業集積地域開発促進法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第八 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長下条進一郎君。

○副議長(秋山長造君) 日程第八 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長下条進一郎君。

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月二十六日  
農林水産委員長 下条進一郎  
参議院議長 德永 正利殿

審査報告書

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年四月二十六日  
農林水産委員長 下条進一郎  
参議院議長 德永 正利殿

附帯決議

政府は、農業改良助長制度が、農業技術の開発普及と農業者の生活の改善に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たっては、今後の地

域農業の生産体制の整備等の諸問題に適切に対処するとともに、普及事業が本来の使命を達成できるよう、次の事項を十分検討し、その実現を期すべきである。

一、普及事業の運営については、今後とも協同事業の効率化に資するため、農林水産大臣が運営

するとともに、普及事業が本来の使命を達成できるよう、次の事項を十分検討し、その実現を期すべきである。

一、普及事業の運営については、今後とも協同事業の効率化に資するため、農林水産大臣が運営

指針を定めることとする等、協議手続を明確化

するとともに、当該事業の助成方式の変更等を行い、併せて農業に関する試験研究の推進に資

するため、国と都道府県の試験研究機関の間の協力関係の強化を図り、農業改良研究員制度につ

いては、これを廃止することとする等の措置を講じようとするものであつて、衆議院において、

本法の施行期日を「公布の日」に改めるとともに、これに伴い、農業改良研究員についての助成を昭和五十八年四月一日から廃止し、協同農業普及事業交付金を交付する規定を昭和五十八

年度の予算に係る交付金から適用する修正が加えられたが、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、農業改良普及事業費のうち、協同農業普及事業交付金として三百四十六億二千四百十八万九千円が、また試験研究調査委託費として十二億二千二百十六万九千八百二十万七千円が昭和五十八年度一般会計予算に計上されている。

二、普及職員に対する国の予算定数が廃止されることに伴い、都道府県における的確な普及事業の実施を図るために、適正な普及職員数の確保に努めること。

三、農業・農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、普及事業に対する農業者の多様化した要請に適切に応えるため、普及事業の役割、機能の明確化、普及協力体制の整備による総合的な指導の強化を図るとともに、普及職員の研修の強化と技術水準の向上、地域に密着した普及活動等その事業運営の整備充実を期すること。

四、生活改善普及事業については、農村の混住化、農業に占める婦人の役割の増大、農業就業者の高齢化等の進行に対応し、農村の生活環境の改善、農業者の健康の維持増進等に資するよ

うその充実に努めること。

五、農業に関する試験研究については、農業の技術革新、生産性向上等がますます重視されて來ている実情にかんがみ、国及び地方を通じて、その組織及び研究体制の整備充実に努めるこ

と。

また、農業改良研究員制度の廃止に当たつては、試験研究と普及事業との連携に支障を来さぬよう努力すること。

六、農業後継者の育成に当たつては、これらの者



の法律則第一項ただし書に規定する規定の施行後遅滞なく当該申請に係る提出書類(実績報告書を除く。)を返戻し、同項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して二月を経過する日までに当該書類を改正後の農業改良助長法(以下「新法」という。)の規定に適合するように変更した上改めて農林水産大臣に提出するよう求めるものとする。

4 前項の規定により書類を提出した都道府県は、新法第四条第一項又は第十五条第一項の規定により昭和五十九年度の予算に係る助成の申請を行つたものとみなす。

5 昭和五十九年度の予算に係る資金又は交付金についての新法第五条又は第十六条の規定の適用については、これらの規定中「毎年度予算の成立後一月以内に」とあるのは、「農業改良助長法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二号)附則第三項に規定する日から起算して二月を経過する日までに」とする。

6 昭和五十九年度以後の予算に係る交付金についての新法第二十条第二項の規定についても、同項とあるのは「前項又は農業改良助長法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二号)による改正前の同項」とする。

7 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五及び十六 削除

八 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

の法律則第一項ただし書に規定する規定の施行後遅滞なく当該申請に係る提出書類(実績報告書を除く。)を返戻し、同項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して二月を経過する日までに当該書類を改正後の農業改良助長法(以下「新法」という。)の規定に適合するように変更した上改めて農林水産大臣に提出するよう求めるものとする。

4 前項の規定により書類を提出した都道府県は、新法第四条第一項又は第十五条第一項の規定により昭和五十九年度の予算に係る助成の申請を行つたものとみなす。

5 昭和五十九年度の予算に係る資金又は交付金についての新法第五条又は第十六条の規定の適用については、これらの規定中「毎年度予算の成立後一月以内に」とあるのは、「農業改良助長法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二号)附則第三項に規定する日から起算して二月を経過する日までに」とする。

6 昭和五十九年度以後の予算に係る交付金についての新法第二十条第二項の規定についても、同項とあるのは「前項又は農業改良助長法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二号)による改正前の同項」とする。

7 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五及び十六 削除

八 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

9 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表農業試験研究施設の項中「第二条第三号」を「第二条第二号」に改める。

### 第三条第一項第一号リ中「第十四条第一項第一号

三号後段」を「第十四条第一項第三号」に、「經營

伝習農場」を「農民研修教育施設に改める。

伊藤 郁男君	塙出 啓典君	太田 淳夫君
原田 立君	宮崎 正義君	
井上 計君	藤原 房雄君	
矢追 秀彦君	黒柳 明君	
田代 富士勇君	平井 卓志君	
三木 忠雄君	渋谷 邦彦君	
柏原 ヤス君	柄谷 道一君	
木島 則夫君	原 文兵衛君	
二宮 文造君	多田 省吾君	
小平 芳平君	白木 義一郎君	
前島英三郎君	田淵 哲也君	
山田耕三郎君	新谷寅三郎君	
青島 幸男君	中山 千夏君	
田代由紀男君	美濃部亮吉君	
仲川 幸男君	真鍋 賢二君	
安井 謙君	秦 豊君	
林 寛子君	谷川 寛三君	
林 敬義君	名尾 良孝君	
林 寛子君	藤井 裕久君	
林 哲君	成相 善十君	
井上 裕君	大木 浩君	
志村 愛子君	安孫子藤吉君	
河本嘉久藏君	岡田 広君	
中村 太郎君	上條 勝久君	
斎藤 十朗君	中村 梅二君	
中村 勇君	八木 一郎君	
高木健太郎君	金井 元彦君	
山田 勇君	中西 一郎君	
小西 博行君	八木 一郎君	
鶴岡 洋君	田中 正巳君	
中野 明君	上田 稔君	
峯山 昭範君	藤田 正明君	
中村 錠一君	遠藤 政夫君	

昭和五十八年四月二十七日 参議院会議録第十二号 議長の報告事項

鈴木 正一君	内山 雅也君	片山 正英君	降矢 敬雄君	農林水産委員
岩上 二郎君	前田 獅男君			辞任
宮澤 弘君				井上 裕君
藤井 孝男君				佐々木 満君
田沢 智治君				中村 権二君
井上 孝君				三浦 八水君
大河原太一郎君				古賀雷四郎君
江島 淳君				柳澤 錬造君
高橋 圭三君				伊藤 郁男君
下条進一郎君				田代由紀男君
大島 友治君				内藤 雅也君
戸塚 進也君				関口 恵造君
鳩山城一郎君				藏内 修治君
遠藤 要君				高木 满君
嶋崎 均君				三浦 八水君
稻嶺 一郎君				大城 真順君
熊谷 太三郎君				弘君
山内 一郎君				豊君
小澤 太郎君				千夏君
岩動 道行君				大河原太一郎君
江田 五月君				田代由紀男君
村上 正邦君				内藤 雅也君
福田 宏一君				井上 裕君
大石 武一君				佐々木 満君
梶原 清君				中村 権二君
高木 正明君				三浦 八水君
長谷川 信君				古賀雷四郎君
宮田 輝君				柳澤 錬造君
佐々木 滿君				伊藤 郁男君
後藤 正夫君				田代由紀男君
片山 基市君				内藤 雅也君
去る二十日議長において、次のとおり常任委員の 選任を許可し、その補欠を指名した。				
内藤督三郎君	安田 隆明君	本岡 昭次君	松前 達郎君	内閣委員
山崎 昇君	下田 京子君	近藤 忠孝君	勝又 武一君	議長の報告事項
増田 盛君	吉田 正雄君	吉田 正雄君	安武 洋子君	法務委員
森山 真司君	高平 公友君	佐藤 昭夫君	源田 寒君	辞任
眞鍋令馨君	竹内 澤君	志苦 裕君	源田 寒君	補欠
惠造君	坂野 武雄君	粕谷 照美君	梶木 又三君	板垣 正君
閑口 閑造君	伊江 朝雄君	佐藤 哲君	源田 寒君	辞任
板垣	朝雄君	竹田 勝治君	梶木 又三君	板垣 正君
高平	忠雄君	片岡 勝治君	源田 寒君	辞任
公友君	忠雄君	和田 静夫君	梶木 又三君	源田 寒君
高木	太郎君	寺田 姫雄君	梶木 又三君	源田 寒君
長谷川	太郎君	杏脱タケ子君	源田 寒君	源田 寒君
宮田	太郎君	和田 静夫君	梶木 又三君	源田 寒君
佐々木	満君	寺田 姫雄君	梶木 又三君	源田 寒君
後藤	正夫君	杏脱タケ子君	梶木 又三君	源田 寒君
内閣総理大臣				
内閣総理大臣	内閣総理大臣	大蔵委員	法務委員	商工委員
外務大臣	外務大臣	辭任	辭任	辞任
大蔵大臣	大蔵大臣	板垣 正君	藤田 正明君	井上 計君
農林水産大臣	農林水産大臣	補欠	源田 寒君	計君
通商産業大臣	通商産業大臣	藤田 正明君	梶木 又三君	計君
國務大臣長臣	國務大臣長臣	源田 寒君	梶木 又三君	計君
齋藤 邦吉君	中曾根康弘君	大蔵委員	法務委員	商工委員
官(行政管理庁)長臣	八百板 正君	辭任	辭任	辞任
齋藤 邦吉君	赤桐 操君	板垣 正君	藤田 正明君	井上 計君
内藤 健君	阿貝根 登君	補欠	源田 寒君	計君
森下 俊夫君	八百板 正君	藤田 正明君	梶木 又三君	計君
大坪健一郎君	中曾根康弘君	源田 寒君	梶木 又三君	計君
金子 岩三君	中村 植君	大蔵委員	法務委員	商工委員
山中 貞則君	仲川 幸男君	辭任	辭任	辞任
藤井 孝男君	衛藤征士郎君	板垣 正君	藤田 正明君	井上 計君
三浦 八水君	藏内 修治君	補欠	源田 寒君	計君
佐々木 満君	古賀雷四郎君	仲川 幸男君	梶木 又三君	計君
後藤	大城 真順君	補欠	源田 寒君	計君
内藤 健君	遠藤 政夫君	藤田 正明君	梶木 又三君	計君
森下 俊夫君	藏内 修治君	源田 寒君	梶木 又三君	計君
大坪健一郎君	仲川 幸男君	大蔵委員	法務委員	商工委員
金子 岩三君	井上 裕君	辭任	辭任	辞任
山中 貞則君	大城 真順君	板垣 正君	藤田 正明君	井上 計君
藤井 孝男君	裕君	補欠	源田 寒君	計君
三浦 八水君	大城 真順君	仲川 幸男君	梶木 又三君	計君
佐々木 満君	大城 真順君	補欠	源田 寒君	計君
後藤 正夫君	大城 真順君	仲川 幸男君	梶木 又三君	計君
社会労働委員会				
内閣総理大臣	内閣総理大臣	決算委員	建設委員	農林水産委員
外務大臣	外務大臣	辞任	辞任	辞任
大蔵大臣	大蔵大臣	藤田 正明君	柳澤 錬造君	井上 計君
農林水産大臣	農林水産大臣	源田 寒君	柳澤 錬造君	計君
通商産業大臣	通商産業大臣	大蔵委員	法務委員	商工委員
國務大臣長臣	國務大臣長臣	辯任	辯任	辯任
齋藤 邦吉君	中曾根康弘君	藤田 正明君	柳澤 錬造君	計君
官(行政管理庁)長臣	八百板 正君	源田 寒君	柳澤 錬造君	計君
齋藤 邦吉君	赤桐 操君	大蔵委員	法務委員	商工委員
内藤 健君	阿貝根 登君	辯任	辯任	辯任
森下 俊夫君	八百板 正君	藤田 正明君	柳澤 錬造君	計君
大坪健一郎君	中曾根康弘君	源田 寒君	柳澤 錬造君	計君
金子 岩三君	仲川 幸男君	大蔵委員	法務委員	商工委員
山中 貞則君	井上 裕君	辯任	辯任	辯任
藤井 孝男君	大城 真順君	藤田 正明君	柳澤 錬造君	計君
三浦 八水君	大城 真順君	源田 寒君	柳澤 錬造君	計君
佐々木 満君	大城 真順君	大蔵委員	法務委員	商工委員
後藤 正夫君	大城 真順君	辯任	辯任	辯任
議院運営委員会				
内閣総理大臣	内閣総理大臣	辯任	辯任	辞任
外務大臣	外務大臣	辯任	辯任	辞任
大蔵大臣	大蔵大臣	辯任	辯任	辞任
農林水産大臣	農林水産大臣	辯任	辯任	辞任
通商産業大臣	通商産業大臣	辯任	辯任	辞任
國務大臣長臣	國務大臣長臣	辯任	辯任	辞任
齋藤 邦吉君	中曾根康弘君	辯任	辯任	辞任
官(行政管理庁)長臣	八百板 正君	辯任	辯任	辞任
齋藤 邦吉君	赤桐 操君	辯任	辯任	辞任
内藤 健君	阿貝根 登君	辯任	辯任	辞任
森下 俊夫君	八百板 正君	辯任	辯任	辞任
大坪健一郎君	中曾根康弘君	辯任	辯任	辞任
金子 岩三君	仲川 幸男君	辯任	辯任	辞任
山中 貞則君	井上 裕君	辯任	辯任	辞任
藤井 孝男君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
三浦 八水君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
佐々木 満君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
後藤 正夫君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。				
理事 下田 京子君 (小笠原良子君の補欠)	中山 太郎君	豊君	千夏君	辞任
内閣総理大臣	内閣総理大臣	辯任	辯任	辞任
外務大臣	外務大臣	辯任	辯任	辞任
大蔵大臣	大蔵大臣	辯任	辯任	辞任
農林水産大臣	農林水産大臣	辯任	辯任	辞任
通商産業大臣	通商産業大臣	辯任	辯任	辞任
國務大臣長臣	國務大臣長臣	辯任	辯任	辞任
齋藤 邦吉君	中曾根康弘君	辯任	辯任	辞任
官(行政管理庁)長臣	八百板 正君	辯任	辯任	辞任
齋藤 邦吉君	赤桐 操君	辯任	辯任	辞任
内藤 健君	阿貝根 登君	辯任	辯任	辞任
森下 俊夫君	八百板 正君	辯任	辯任	辞任
大坪健一郎君	中曾根康弘君	辯任	辯任	辞任
金子 岩三君	仲川 幸男君	辯任	辯任	辞任
山中 貞則君	井上 裕君	辯任	辯任	辞任
藤井 孝男君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
三浦 八水君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
佐々木 満君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
後藤 正夫君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
エネルギー対策特別委員会				
理事 下田 京子君 (小笠原良子君の補欠)	中山 太郎君	豊君	千夏君	辞任
内閣総理大臣	内閣総理大臣	辯任	辯任	辞任
外務大臣	外務大臣	辯任	辯任	辞任
大蔵大臣	大蔵大臣	辯任	辯任	辞任
農林水産大臣	農林水産大臣	辯任	辯任	辞任
通商産業大臣	通商産業大臣	辯任	辯任	辞任
國務大臣長臣	國務大臣長臣	辯任	辯任	辞任
齋藤 邦吉君	中曾根康弘君	辯任	辯任	辞任
官(行政管理庁)長臣	八百板 正君	辯任	辯任	辞任
齋藤 邦吉君	赤桐 操君	辯任	辯任	辞任
内藤 健君	阿貝根 登君	辯任	辯任	辞任
森下 俊夫君	八百板 正君	辯任	辯任	辞任
大坪健一郎君	中曾根康弘君	辯任	辯任	辞任
金子 岩三君	仲川 幸男君	辯任	辯任	辞任
山中 貞則君	井上 裕君	辯任	辯任	辞任
藤井 孝男君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
三浦 八水君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
佐々木 満君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
後藤 正夫君	大城 真順君	辯任	辯任	辞任
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。				
外國事業者による型式承認等の取得の円滑化の ための関係法律による型式承認等の取得の円滑化の ための関係法律の一部を改正する法律案 (閣法)				

## 第五六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。

日本国有鉄道の經營する事業の再建の推進に関する臨時措置法案(第九十七回国会閣法第三号)。

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

千九百八十三年の国際ヨーロッパ協定の締結について承認を求める件

千九百八十二年のジューント及びジューント製品に関する国際協定の締結について承認を求める件

千九百八十二年の国際小麦協定を構成する千九百七十二年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求める件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十二年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求める件

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によって改正され及び補足された国際博覽会に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

領事関係に関するウイーン条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の議案を衆議院に送付した。

貸金業の規制等に関する法律案(第九十六回国会衆議院提出本院継続審査)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(第九十六回国会衆議院提出本院継続審査)

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律  
森林法及び分取造林特別措置法の一部を改正する法律

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

技術士法  
内閣委員会  
理事 板垣 正君 (板垣正君の補欠)

理事 三治 重信君 (三治重信君の補欠)

理事 梶木 又三君 (梶木又三君の補欠)

理事 田沢 智治君 (田沢智治君の補欠)

理事 青木 薫次 (青木薰次の補欠)

理事 小柳 勇 (小柳勇の補欠)

理事 安恒 良一君 (安恒良一君の補欠)

理事 伊藤 郁男 (伊藤郁男の補欠)

理事 第二班 伊江 朝雄 (伊江朝雄の補欠)

理事 立木 洋 (立木洋の補欠)

理事 梶原 清 (梶原清の補欠)

理事 黒柳 明 (黒柳明の補欠)

理事 濱谷 英行 (濱谷英行の補欠)

理事 第一班 福岡県

理事 第二班 北海道

理事 一、派遣地

理事 第一班 福岡県

理事 第二班 北海道

理事 一、期間

理事 一、費用 概算七五八、五〇〇円

理事 右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十一条の二により承認を求めます。

理事 昭和五十八年四月二十一日

理事 参議院議長 德永 正利殿

理事 去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

理事 山本 富雄君 (山本富雄君の補欠)

理事 安恒 良一君 (安恒良一君の補欠)

理事 関口 恵造君 (関口恵造君の補欠)

理事 三治 重信君 (三治重信君の補欠)

理事 辞任 (辯任)

理事 井上 計君 (井上計君の補欠)

理事 丸谷 金保君 (丸谷金保君の補欠)

理事 寺田 熊雄君 (寺田熊雄君の補欠)

理事 丸谷 金保君 (丸谷金保君の補欠)

理事 小谷 守君 (小谷守君の補欠)

理事 関口 恵造君 (関口恵造君の補欠)

理事 三治 重信君 (三治重信君の補欠)

理事 辞任 (辯任)

内閣委員会

委員派遣承認要求書

一、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二、目的 日本国とドイツ連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

三、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

四、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

五、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

六、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

七、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

八、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

九、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十一、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十二、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十三、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十四、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十五、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十六、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十七、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十八、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

十九、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十一、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十二、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十三、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十四、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十五、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十六、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十七、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十八、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

二十九、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十一、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十二、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十三、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十四、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十五、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十六、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十七、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十八、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

三十九、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

四十、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

四十一、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

四十二、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

四十三、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

四十四、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

四十五、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

四十六、目的 日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

官 報 (号 外)

三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

淨化構法案(社会労働委員長提出)(衆第八号)

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

高度技術工業集積地域開発促進法案(閣法第五四号)審査報告書

特定不況地中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書

改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書

高度技術工業集積地域開発促進法案(閣法第五四号)審査報告書

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のため

の国際条約に関する千九百七十八年の議定書の

締結について承認を求めるの件(閣条第七号)審

査報告書

商船における最低基準に関する条約(第百四十

八号)審査報告書

北西太平洋における千九百八十三年の日本国と

さけますの漁獲の手続及び条件に関する議定

書の締結について承認を求めるの件(閣条第一

三号)審査報告書

農業改良助長法の一部を改正する法律案(閣法

第二六号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

## 官報(号外)

昭和五十八年四月二十七日 参議院会議録第十二号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目1番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 4311(大代)  
平 105  
定価 一円一部